

平成22年第1回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第1日)

議事日程(第1号)

平成22年3月5日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名		17番 瀬戸口和幸 18番 市山 繁
日程第2	会期の決定		19日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	施政方針の説明		市長 説明
日程第5	承認第1号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	総務課長 説明
日程第6	議案第6号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務課長 説明
日程第7	議案第7号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	総務課長 説明
日程第8	議案第8号	長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	保健環境担当理事 説明
日程第9	議案第9号	吉岐市行政組織条例の一部改正について	総務課長 説明
日程第10	議案第10号	吉岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務課長 説明
日程第11	議案第11号	吉岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務課長 説明
日程第12	議案第12号	吉岐市職員定数条例の一部改正について	総務課長 説明
日程第13	議案第13号	吉岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務課長 説明
日程第14	議案第14号	吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	総務課長 説明
日程第15	議案第15号	吉岐市三島航路事業条例の制定について	総務課長 説明
日程第16	議案第16号	吉岐文化ホール条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第17	議案第17号	吉岐市文化財展示施設条例の制定について	教育次長 説明

日程第18	議案第18号	壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	市民生活担当理事	説明
日程第19	議案第19号	壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	保健環境担当理事	説明
日程第20	議案第20号	壱岐市ペット霊園条例の制定について	保健環境担当理事	説明
日程第21	議案第21号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業経済担当理事	説明
日程第22	議案第22号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	産業経済担当理事	説明
日程第23	議案第23号	壱岐市堆肥センター条例の制定について	産業経済担当理事	説明
日程第24	議案第24号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長（松本 力）	
日程第25	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	市民生活担当理事	説明
日程第26	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	市民生活担当理事	説明
日程第27	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）	市民生活担当理事	説明
日程第28	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	市民生活担当理事	説明
日程第29	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	建設担当理事	説明
日程第30	議案第30号	市道路線の廃止について	建設担当理事	説明
日程第31	議案第31号	市道路線の認定について	建設担当理事	説明
日程第32	議案第32号	平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	財政課長	説明
日程第33	議案第33号	平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境担当理事	説明
日程第34	議案第34号	平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）	保健環境担当理事	説明
日程第35	議案第35号	平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境担当理事	説明
日程第36	議案第36号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）	建設担当理事	説明
日程第37	議案第37号	平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）	建設担当理事	説明
日程第38	議案第38号	平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）	市民生活担当理事	説明

日程第39	議案第39号	平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第3号)	産業経済担当理事 説明
日程第40	議案第40号	平成21年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)	病院事業管理監 説明
日程第41	議案第41号	平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設担当理事 説明
日程第42	議案第42号	平成22年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第43	議案第43号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境担当理事 説明
日程第44	議案第44号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計予算	保健環境担当理事 説明
日程第45	議案第45号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境担当理事 説明
日程第46	議案第46号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境担当理事 説明
日程第47	議案第47号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設担当理事 説明
日程第48	議案第48号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設担当理事 説明
日程第49	議案第49号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民生活担当理事 説明
日程第50	議案第50号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務課長 説明
日程第51	議案第51号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業経済担当理事 説明
日程第52	議案第52号	平成22年度壱岐市病院事業会計予算	病院事業管理監 説明
日程第53	議案第53号	平成22年度壱岐市水道事業会計予算	建設担当理事 説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君

11番 中村出征雄君	12番 鷓瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

#### 事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 村部 茂君

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	白川 博一君	副市長 .....	久田 賢一君
教育長 .....	須藤 正人君		
吉岐島振興推進本部理事 .....			松尾 剛君
市民生活担当理事 .....	山内 達君	保健環境担当理事 .....	山口 壽美君
産業経済担当理事 .....	牧山 清明君	建設担当理事 .....	中原 康壽君
消防本部消防長 .....	松本 力君	病院事業管理監 .....	市山 勝彦君
総務課長 .....	堤 賢治君	財政課長 .....	浦 哲郎君
政策企画課長 .....	山川 修君	管財課長 .....	中永 勝巳君
会計管理者 .....	目良 強君	教育次長 .....	白石 廣信君

午前10時00分開会

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。ただいまから平成22年第1回市議会定例会を開会いたします。

これから議事日程表（第1号）により、本日の会議を開きます。

・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（牧永 護君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により17番、瀬戸口和幸議員、18番、市山繁議員を指名いたします。

## 日程第2．会期の決定

議長（牧永 護君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る2月25日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。豊坂議会運営委員長。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

議会運営委員長（豊坂 敏文君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成22年第1回壱岐市議会定例会の議事運営について協議のため、去る2月25日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告をします。

会期の日程案につきましては、各議員のお手元に配付をしておりますが、本日から3月23日までの19日間と申し合わせをいたしました。

本定例議会に提案されます案件は、条例制定6件、条例改正9件、条例の廃止1件、平成21年度補正予算10件、平成22年度予算12件、その他11件の合計49件となっております。また、陳情1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は会期の決定、議長の報告、市長の施政方針説明を受け、その後、本日送付された議案の上程説明を行います。

3月6日から9日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、3月の8日正午までに提出をお願いいたします。

3月10日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行いますが、質疑をされる場合は、明確な答弁を求める意味からもできる限り事前通告をされるようお願いをします。

また、上程議案のうち平成21年度一般会計補正予算並びに平成22年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願いをいたします。

3月11日、12日の2日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いをしたいと思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味から、質問の趣旨を明確に記載されるようにあえてお願いをしておきます。

3月15日から18日の4日間を委員会開催日としております。

3月23日、本会議を開催し、委員長報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例議会会期中、契約案件1件、財産の譲渡案件1件、人事案件5件が追加議案として提出される予定ですが、契約案件及び財産の譲渡案件は所管の委員会へ審査付託を行い、人事案件は委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第1回定例会の会期日程案でございます。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月23日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月23日までの19日間と決定いたしました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（牧永 護君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成22年第1回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案は49件、陳情1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧を願います。

次に、系統議長会であります。

まず、1月27日「長崎県市議会議長会の行政調査」が奈良県天理市において行われ、主として議会運営と議会活性化についての調査で、特に議会活性化については、議員定数・報酬・政務調査費を協議する検討委員会の設置、その後、議会基本条例を含めて審査・協議する特別委員会の設置について、その経過、内容等について調査を行いました。

次に、2月4日、北九州市において「九州市議会議長会理事会」が開催され、役員の補欠選任の後、平成22年度における定期総会や各種会議の内容について協議がなされました。

翌2月5日には佐世保市において「長崎県市議会議長会・町村議会議長会合同協議会」が開催され、議会基本条例と議会運営等についての検証を行うとともに、今後の市議会議長会と町村議会議長会の共同事業等について協議がなされたところであります。

次に、2月15日、長崎市において開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に出席いたしました。会務の報告の後、平成22年度事業計画及び歳入歳出予算案が審議され、

それぞれ可決・決定されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料等については事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧を願いたいと思います。

次に、本定例会において議案等説明のため、白川市長初め、教育委員会委員長等に説明員として出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

#### 日程第4．施政方針の説明

議長（牧永 護君） 日程第4、施政方針の説明を行います。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成22年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会にあたり、市政運営についての所信を申し述べますとともに、平成22年度当初予算案等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、2月21日執行の長崎県知事選挙において、県民皆様の絶大な支持を受け、見事御当選され、3月2日御着任されました中村新知事には、心からお喜び申し上げますとともに、今後の県政発展、また壱岐市発展に御指導、御支援賜りますよう心からお願いするものであります。

さて、壱岐市が誕生いたしまして、いよいよ7年目に入り、また、私が市長に就任いたしまして3年目を迎えることとなります。これまで議員各位、市民皆様の絶大な御理解、御協力をいただきながら、私の公約であります「市民病院改革」、「税金の無駄遣いストップ」、「ごみ・し尿処理計画の見直し」の実現と山積する諸問題の解決に全力で取り組んでまいりました。市長就任から3年目を迎える平成22年度は、こうした多くの課題・問題の方向性を見出す勝負の年であると考えております。議員各位におかれましては、壱岐市発展のため、今後も御指導、御協力賜りますようお願いするものであります。

来る3月14日、いよいよ「市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター」がオープンします。これまで議員各位、市民皆様を初め、多くの関係機関・団体と数多くの協議を重ね、オープンを迎えるに至ったところをございまして、関係各位の御支援、御協力に対し、ここに改めて感謝申し上げる次第であります。今後、島内外から多くの皆様の御来館をいただき、壱岐市のシンボルとして大いに活用してまいりたいと考えておりますので、今後も御協力いただきますようお

願いたします。

それでは、私の市政運営に関します基本的な考え方と厳しい経済状況に対応した緊急の対策と市勢浮揚を図る観点からの取り組みについて、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、1. 効率的な行財政運営についてでございます。行財政改革につきましては、税金の無駄遣いを徹底してやめるため、就任後直ちに無駄遣いストップ本部を立ち上げ、市一丸となって取り組んでおります。平成21年度実績につきましては、決算終了後、精査をいたしまして、その結果を広報紙等でお知らせをすることといたします。さらなる無駄遣いストップ推進のため、小さなところにも目を光らせ、徹底した無駄の排除に努めてまいります。

また、集中改革プランにつきましては、現在、取り組んでいる内容を含めて、平成23年度までの計画を策定中であり、策定後、広報紙等でお知らせしたいと考えております。

特に、総人件費の圧縮につきましては、現在、特別職を含めた給与の削減を行っておりますが、総人件費の1割削減の公約実現に向けて取り組んでまいります。

次に、壱岐市総合計画基本計画の見直しについてでございます。平成17年3月に「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま壱岐」を将来像とし、「自ら関わり、共に創る自然の島づくり」を基本理念に、市政の運営指針をお示した「壱岐市総合計画基本計画」が本年度で策定後5年目を迎えております。よって、その後の社会経済環境の変化に対応するため、現在、基本計画の見直し作業を進めております。

去る2月3日に第1回の壱岐市総合計画審議会が開催され、見直し案の諮問を行い、2月24日に第2回が開催されております。今後、数回の審議会を重ね、3月中旬に答申をいただく予定となっております。

新たな壱岐市総合計画基本計画が決定しました時点で御報告を申し上げたいと考えております。

組織の見直しについてでございます。これまで一支国博物館の整備に携わってまいりました壱岐島振興推進本部の原の辻プロジェクト室を一支国博物館の完成に伴い廃止し、一支国博物館を核とした観光振興を図るため、分掌事務を観光商工課に移管することの組織改正を行うための条例改正を提案しております。

今後も最少の職員数で効率的な行政運営ができる組織を目指し、かつ迅速な対応、スピーディーな意思決定を進めるため研究を重ねてまいります。

次に、指定管理者の指定見直しについてでございます。指定管理者の指定につきましては、平成18年7月に10施設の指定を行ってから、現在では13の施設で指定管理者の導入を行っております。

また、これに続く導入の推進を図ってまいりましたが、離島という特殊事情もありまして広がりを見出せなかったことは残念に思うところでありますが、今後とも導入推進に努力してまいり

たいと考えております。

現在、指定を行っている13施設のうち5の施設が平成21年度末をもちまして指定期間満了となりますので、このたび再指定を行うこととし、関連の議案を提出しております。

次に、遊休財産の処分についてでございますが、現在、勝本地区の遊休地の売却を進めております。また、各種事業用の取得用地は、不用部分の処分として関係所管と連携し、できるだけ地権者に払い下げを行い、遊休財産として残らないよう努めております。

今後とも遊休地処分については、各界からの御意見を伺いながら、さまざまな角度から検討し、推進してまいります。

次に、ふるさと応援寄附金についてでございます。平成20年7月から実施しております「吉岐市ふるさと応援寄附金制度」につきましては、延べ66人の皆様から総額1,441万4千円の浄財を御寄附いただいております。心から感謝申し上げますとともに、今後さらに多くの皆様にふるさと吉岐へ温かい御支援を賜りますようPRに努めてまいります。

御寄附いただきました浄財につきましては、ふるさと応援基金を設置いたしまして、御指定の各種事業に活用させていただくこととなりますが、平成22年度は乳幼児医療無料化及び島外通勤通学者交通費助成事業の経費の一部として400万円を基金より活用させていただくこととしております。

2番目といたしまして、2.産業振興で活力あふれるまちづくりでございます。

交流人口・定住人口の拡大についてでございますけれども、まず、(1)「市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター」についてでございます。冒頭申し上げました「市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター」について、3月14日オープン当日は、午前中に多くの御来賓をお招きし、開館記念式典を開催し、その後、午後1時にグランドオープンすることといたしております。市民皆様を初め、多くの皆様の御来館を心からお待ちいたしております。

また、オープンを記念し、3月29日には一支国博物館開館記念「藤井フミヤスペシャルコンサート」が開催され、市民皆様とともに気運を盛り上げてまいりたいと考えております。

本博物館につきましては、これまで自治公民館代表の方、議員各位、さらにマスコミ等への内覧会を実施してまいりましたが、大変好評を得ておりまして、連日、マスメディアにも取り上げていただき、大変心強く感じているところであります。

今後、本市の地域振興の核として機能させ、市内に残る歴史遺産などと有機的な連携を図り、研究・学習・体験・観光などあらゆる分野とタイアップした取り組みをさらに充実させてまいります。

また、平成22年度まで予定しております原の辻遺跡の復元整備につきましては、調査を終え、土中に埋まり、実際に見ることができない遺跡を見える形で表現した野外展示施設であり、博物

館と連携することでより効果的に活用していくこととしております。

このほか、10月には「開運！なんでも鑑定団」出張鑑定in 壱岐を開催する予定にしておりまして、今後もあらゆる機会を利用し、PRに努めてまいります。

次に、(2)観光振興についてでございますが、長引く経済の低迷は長崎県の基幹産業である観光事業にも大きな影を落とし、平成21年の宿泊動向を例に見ましても、暫定値ではありますが、県全体で上期は対前年比がマイナス14%と著しく減少し、下期につきましても減少傾向が続いているものと予想されております。

本市におきましても、観光客数の著しい減少傾向が続き、観光を取り巻く情勢は予断を許さない厳しい状況となっております。要因といたしましては、厳しい経済情勢に加え、昨年3月からの土日祝日の高速道路料金の大幅割引が実施されたこと、また梅雨明けが約1カ月遅い8月上旬にずれ込み、梅雨明け後も晴天に恵まれず、海水浴客の動きが不調だったこと、さらに、新型インフルエンザの流行などが考えられます。

今後、一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センターのオープンを契機に、原の辻遺跡を核とした市内の貴重な歴史資産、豊かな自然景観、新鮮な農水産物、それらを活かした魅力あるイベントや体験メニューを効果的に結びつけ、壱岐にしかない・オンリーワンの魅力を島外に強力に情報発信し、東アジアも視野に入れた、さらなる交流人口の拡大と壱岐の活性化につなげてまいり所存であります。

本市といたしましては、「古代史ぎっしり・壱岐」をキャッチコピーとして、海水浴を初めとした従来の自然系観光に、古墳・神社など島内の貴重な歴史遺産を活かした文化系観光を加え、二本立ての観光地づくりを進めてまいります。

また、さらなる交流人口の拡大に向けて、壱岐市・唐津市・福岡市・糸島市・玄海町による4市1町の枠組みによる「観光圏」に係る圏域指定に向けた動きも進んでおります。壱岐市観光協会を初めとした観光関係者各位のより一層の御努力を期待するものであります。

次に、教育旅行の誘致につきましては、平成21年度は53校、約5,500人(子ども農山漁村交流プロジェクトを含む)、の児童・生徒が本市を訪れました。これは過去5年間で最も多い人数で、関係各位の長年の努力が実ったものと認識しております。また、来る3月9日に東京で開催されます「第2回子ども農山漁村交流プロジェクト普及フォーラム」におきまして、全国の受入地の代表として壱岐市が選ばれ、パネルディスカッションのパネラーとして壱岐体験型観光受入協議会が、活動の取り組みを発表することとなっております。これは本市と壱岐体験型観光受入協議会が協同で進める活動が全国に認められたすばらしいことであると考えております。

本市といたしましては、平成22年度も引き続き、壱岐体験型観光受入協議会並びに壱岐市観光協会と強固に連携を図りながら、壱岐ならではの農業・漁業体験、そして歴史体験を核として、

ますますの誘致に努めてまいる所存であります。

また、交流人口の拡大を図る観点から会議等コンベンション開催を誘致するため、要件を満たした主催者に対し、開催の助成を行うこととしております。

市内各地の観光・交流施設につきましては、限られた予算で効果的、効率的な執行を行い、常に安全・安心の基本理念で機能整備・維持管理に努めてまいります。

次に、（３）雇用対策についてでございます。

雇用については、昨年に引き続き、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」と「ふるさと雇用再生特別交付金」を効果的に活用することにより、緊急・短期的な就業機会と継続的な雇用機会の事業を展開することにより、地域の雇用を支えてまいります。平成２２年度は７件の事業に取り組み、３６人の雇用を確保してまいります。

企業誘致の推進につきましては、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の重要な課題であります。景気の低迷も重なり、新たな企業誘致は困難を極めております。既に誘致している企業に対するフォローアップと輸送コストの少ないＩＴ関連業種を中心に、県と連携して企業誘致に努めてまいります。

（４）島外通勤・通学者交通費助成につきましては、昨年３月に検討委員会を設置し、７月に提言をいただきました。その提言を受けまして、内部検討を重ね、平成２２年度から福岡市など島外へ通勤・通学にかかる壱岐島と本土間の船舶費等の交通費を助成することとし、新年度予算に所要の経費を計上しております。

内容といたしましては、市民皆様が通勤・通学する場合、年額５０万円を限度に、また市民皆様が島外に勤務し、月に２回以上帰島される場合、年額２０万円を限度に壱岐島と本土間の公共交通機関の運賃を助成するものであります。この事業によりまして、失業者や島に残りたいと望む子どもたちが島外に就労の場を求めて通勤することも一つの選択肢となり、また、Ｕ・Ｉターナーの促進策ともなるもので、定住人口減少の歯どめになることを期待しているところであります。

なお、本事業の実施とあわせ、通勤・通学しやすいダイヤの設定につきまして、関係機関へ強く申し入れをしてまいります。

次に、産業の振興でございますが、まず（１）農業の振興についてでございます。

本市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効果的かつ安定的な農業経営ができる人づくりや組織づくりが重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すための各種施策を講じてまいります。

担い手対策でございますが、担い手につきましては、壱岐地域担い手育成総合支援協議会が中心になって、新規就農者・農業後継者や女性農業者が担い手を目指すために必要とする支援を行

っているところであります。特に、認定農業者には、これからの吉岐市の農業を支える担い手の核として大きな期待を寄せております。このような中、平成17年3月に策定された新たな食料・農業・基本計画において、担い手の明確化と支援の集中化・重点化の方向性が示され、本市におきましても吉岐地域担い手育成総合支援協議会を主体に講演会や集落説明会等を開催し、地域内の話し合いによる誘導を行ってまいりました。この結果、35の特定農業団体と2団体の特定農業法人が設立され、長崎県内の約半数を占める組織数を有するに至りました。しかし、現行の担い手対策に係る支援事業が今年の行政刷新会議の事業仕分けにおいて「廃止」の評価を受けておりますが、担い手協議会の必要性和重要性は何ら変わるものでありませんので、今後も引き続き担い手協議会を中心として、地域の担い手の育成・確保に継続して取り組んでまいります。

米政策でございますけれども、農業施策の根幹をなす水田農業につきましては、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払いにより実施する「米戸別所得補償モデル事業」が平成22年度からスタートします。また、水田を有効活用して麦、大豆、米粉、飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国から直接支払いにより実施する「水田利活用自給率向上事業」があわせて実施されます。これら事業の取り組みにつきましては、農家や生産組合が効果的に交付金を受けられるよう、吉岐地域水田農業推進協議会で決定された米の生産数量目標に沿った米の作付計画にあわせ、転作及び二毛作の推進を図ってまいります。

次に、施設園芸でございますけれども、複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物でありますので、ながさき食と農支援事業及び園芸ビジョン21の県補助事業と国の強い農業づくり交付金事業等を活用し、施設整備や機械導入に対する各種支援を講じながら規模拡大と産地化形成を図ってまいります。特に、アスパラガスにつきましては、単価・収量とも県下トップの成績を維持しており、面積の拡大とともに着実に産地形成が進みつつあります。本年度の施設整備は、全体で95アール計画しております。内訳は、新規就農者が1人で14アール、規模拡大が8人で81アールとなっております。また、現有のアスパラ自動選別切りそろえ機が生産量の拡大に伴い処理能力を超え、出荷体制に支障を来す状況にありますので、効率化を図るための支援を講じてまいります。

次に、畜産振興についてでございます。肉用牛振興につきましては、「吉岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づき、繁殖経営におきましては、優良系統牛の保留を継続して推進してきたことにより、優良血統の子牛生産が肥育農家から高い評価をいただいております。平成21年度における1,000頭以上の取引頭数を対象とした全国68カ所の子牛市場の取引結果で第10位にランクされるなど、子牛生産基地としての産地形成が確立されております。また、肥育経営におきましても、吉岐生まれの吉岐育ちに限定し、吉岐のハイレベルな肥育技術をもって生

産された「壱岐牛」ブランドが人気を博しております。しかし、長引く景気低迷により枝肉消費が伸び悩み傾向にあり、経営的には厳しい状況が続いております。肥育経営では、低コスト生産が難しい環境にあります。今後とも地域内一貫経営の拡大を推進するとともに、育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

畜産振興を図る上で環境対策が重要な課題となっています。平成19年度から壱岐第2地区堆肥センターの建設及び平成21年度から死亡牛一時保管施設の建設に取り組み、本年6月に完成予定となっております。今後、製品化された有機堆肥を耕地還元することで耕畜連携による地力向上が図られること及び死廃事故に対する農家の適正処理が図られることを期待しております。また、本年10月に開催される「ながさき牛づくり振興大会」は、平成24年10月に開催される「第10回全国和牛能力共進会長崎県大会」に向けた「プレ全共」として重要な大会になりますので、壱岐牛の名声を高めるための支援を講じてまいります。

次に、農村整備事業でございますが、農業農村の持つ多面的機能を保持し、活力ある農村地域を維持発展させていくために、生産基盤、生活環境基盤の整備を図る必要があります。このため土地改良施設維持管理適正化事業、ふるさと振興基盤整備事業、地方単独ふるさと農道緊急整備事業を実施することにいたしております。また、県営事業として、流川地区排水対策特別事業と刈田院地区の圃場整備事業に加え、犬塚ため池、唐松ため池の整備事業が平成22年度の新規事業として着手されます。事業が完了すれば、なお一層の省力化や生産性の向上につながるものと確信しております。

平成19年度より推進してまいりました農地・水・環境保全向上対策は4年目を迎え、各活動地域に存在する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上が図られています。また、平成12年度から継続して実施中の中山間地域等直接支払い制度の交付金事業につきましては、耕作条件不利地における地域の特性を活かしたさまざまな取り組みや活動が実施されております。国におきましては、この事業の必要性にかんがみ、平成22年度からも次期対策として実施が予定されております。

次に、(2)水産業の振興についてでございます。

水産業を取り巻く環境は漁獲の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、漁業の後継者不足等依然として厳しい状況にあります。このような状況の中、昨年末における漁獲高及び漁獲量を前年と比較しますと、市全体で漁獲高が約22%減の約6億7千万円、漁獲量が約4%減の約153トンがそれぞれ減少となっております。漁家及び漁協経営に深刻な影響を与えており、大変憂慮しているところでございます。

このような状況を踏まえて、市といたしましても限られた財源の中、水産業の振興を図るため種々の事業計画をいたしております。

漁業者の担い手対策の一環として漁船リース事業、漁家への助成事業といたしまして漁業近代化の利子補給、漁獲共済・漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機材設備の充実を図るための漁船近代化施設整備事業、さらには密漁による被害を防止するため取り締まり活動に対する助成等を計画しております。また、平成17年度からスタートしました離島漁業再生支援交付金事業も、平成22年度から新たに継続事業としてスタートすることになり、積極的に事業の充実を図ってまいり所存であります。

漁獲物の鮮度保持のため強い水産業づくり交付金事業により製氷施設整備への助成、新世紀水産業育成事業による船揚げ施設等の整備に関する助成をいたす計画であります。

さらに、海草類が消失する、いわゆる「磯焼け」対策の一環として藻場造成事業を石田町漁協管内で計画しており、厳しさを増す水産業のため振興支援を図ってまいります。

(3) 港湾・漁港関係施設整備についてでございますが、市営管理漁港の整備につきましては、諸津漁港と湯ノ本漁港が平成21年度で完了いたしますので、継続事業の八幡浦漁港と新たに山崎漁港の浮体式係船岸の着手を予定しております。

また、平成17年3月に発生しました福岡県西方沖地震の教訓をもとに、今後このような地震が発生した際に、島外からの救援物資等の輸送の確保を図る施設として、郷ノ浦港のマイナス7.5メートル岸壁に耐震構造を兼ね備えた施設の整備が平成20年度から4年間の計画で国の直轄事業により進められておりますが、工事も順調に進み、平成22年度は岸壁背後の軽量混合処理工事に着手し、予定どおり平成23年度完了予定となっております。

これらの完成により大型客船の接岸はもちろん、災害時における島外とのライフラインの確保が図れるものと期待しております。

なお、郷ノ浦港における駐車場問題につきましては、今会期中に調査結果と対応方針について御報告したいと考えております。

次に、(4) 商工業の振興についてでございます。

商工業の振興につきましては、日本経済が緩やかなデフレ状況にあり、本市の経済環境も非常に厳しい状況にあります。商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を初め、商工会活動や商店街の空き店舗対策への支援を行うことにより活性化に努めてまいります。

また、2月18日に、インターネット通販サイト「楽天市場」を運営する楽天株式会社との間に、インターネットを活用した地域産業の促進に関する協定を締結したところであります。全国市町村では2番目、離島市町村では初めてとなるものであります。離島においては、物流コストがかかり、本土とはあらゆる面で格差が生じる状況にありますが、インターネット利用率が90%を超える現代において、特に離島の場合は、「立地条件を選ばない」、「商圈の大幅な拡大」などといったインターネットの利点を最大限に活用することができるものと考えております。

さらに、「地域情報通信基盤整備推進事業」により、来年4月には市内でも超高速インターネット接続が可能になり、事業所だけでなく、農・漁業従事者の方、また飲食業を営む方など、さまざまな人に向けて電子商取引のセミナーを開催し、新たな可能性を探っていきたいと考えております。あわせて伝統、文化、歴史など、離島だからこそ残っている貴重な財産を掘り起こし、多くの人のアイデアを加え、インターネットを活用し、魅力的に発信していくことで、本土との格差をなくすことはもちろん、むしろ本土との差をつけることが可能だと考えております。全国離島地域のモデルとして、楽天とともに離島を盛り上げていきたいと考えております。

次に、3．福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくりでございます。

(1) 安心、ゆとりのある福祉社会の実現についてでございますが、障害福祉につきましては、障害者の地域生活を支えている人たちからなる壱岐市障害者地域自立支援協議会を地域のネットワークの中核と位置づけ、地域の実情に根差したネットワークの構築に努めてまいります。また、平成21年度に各町身体障害者福祉協議会の合併協議が整い、壱岐市身体障害者福祉協会が発足し、組織の統一が実現いたしました。これにより今後市内一円の活動がより充実して展開されるものと期待をしております。

次に、(2) 高齢者が元気なまちの実現でございます。高齢者福祉に関しましては、平成21年度に立ち上げました「はいかい高齢者SOSネットワーク」につきまして、新年度はモデル地域を設定し、「はいかい高齢者SOSネットワーク」の実動を念頭に、徘徊高齢者を地域で見守るための検証を実施したいと考えております。

壱岐市社会福祉協議会各事業所が地域福祉の活動拠点として利用する4施設について一元化を図るため「壱岐市地域福祉活動拠点施設条例」の制定について議案を提出しております。これにより各施設ごとに独自であった管理体制が一元化され、均一的な施設管理が実施されることとなります。

また、各町民生委員児童委員協議会及び各町慰霊祭の事務局を現在、市民福祉課で所管しておりますが、より地域に密着した環境にある社会福祉協議会へ移管することについて、壱岐市社会福祉協議会と鋭意協議を重ねてまいりましたが、このたび壱岐市社会福祉協議会の御理解をいただき、新年度から移管の予定となっております。

次に、(3) 特別養護老人ホームの建てかえについてでございます。壱岐市立特別養護老人ホームの建てかえにつきましては、壱岐市福祉施設等整備検討委員会の答申をもとに、平成22年度におきまして建築場所の確定及び地質調査、建築設計書を策定し、平成23年度の建設工事着工に備えていきたいと考えております。

なお、さきに議会において、本施設建設の財源については合併特例債が対象になると説明してございましたけれども、県から収益事業であるため対象としては厳しいとの説明がありました。た

だし、他の起債で介護サービス施設整備事業債と過疎債の併用が対象になるとのことで、今後、県とも十分協議してまいりたいと考えております。

次に、(4)ゆとりと優しさで育む子育て環境の実現でございます。

保育所につきましては、入所希望が年々増加している状況にありますので、新年度対策として芦辺保育所・石田保育所及び壱岐保育園の保育の実施定数の増や保育士等の雇用を含む受け入れ体制の充実を図り、待機児童ができるだけ生じないように努めてまいります。

また、子育て支援につきましては、子どもセンターにおいて、国・県の補助事業である「地域子育て支援拠点事業」に取り組んでおりますが、平成21年度に事業実施形態を「ひろば型」から拡充した「センター型」へと移行いたしました。平成22年度も「センター型」の事業を継続し、子育て支援全般に関する専門的な支援を行う拠点としての機能を果たすとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等との連携を図りながら、地域に出向いた支援活動をさらに充実した形で展開してまいりたいと考えております。

また、家庭において子育てをしている保護者の皆様が、安心して子育てができる環境づくりと親育ちの支援を行い、育児不安等に対処できるよう関係各課と連携し、子育て支援に引き続き取り組んでまいります。

国の施策により、平成22年度から実施されることとなりました「子ども手当」につきましては、中学校修了までの子ども1人当たり月額2万6,000円を支給することとなっており、初年度は半額の1万3,000円を支給することとなっております。本市における対象者数は約4,600人でありまして、新年度予算に所要の経費を計上しております。

次に、(5)生活保護についてでございますが、生活保護の状況は、平成20年度平均で保護世帯数が444世帯、被保護人員が678人、保護率が22.66%でありましたが、平成22年1月末での平均世帯数は429世帯、人員は650人、保護率は22.02%と減少しています。しかし、相談件数は本年1月末現在で143件と、昨年度の106件を既に上回っております。

生活保護費は平成19年度が9億1,798万円、平成20年度は8億1,793万円と約1億円減少しておりますが、これは医療扶助費の減少が主な要因であります。平成21年度はその医療扶助費が増加傾向にあり、今後の推移を危惧しております。

生活保護制度は、最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして今後もその役割を果たし続けるものでありますが、長引く経済不況の中、自立・就労を積極的に支援し、保護の長期化を防ぐことや被保護者の抱えるさまざまな問題への対応など常に生活困窮者の支援に努めなければなりません。

今後も福祉事務所の組織体制の確立や職員の技術の向上を図り、市民の立場で適正な保護事務

の執行に努めてまいります。

次に、(6)生涯にわたり健康に暮らせる社会の実現でございます。まず、健康づくりについてでございますが、生活の基盤は「健康」ということはだれもが認めるところであります。平成18年度に苓岐市の子育て世代や働き盛り世代の健康づくりを目的として、苓岐市健康づくり計画(苓岐いき親子21・生きいきすこやか21)を策定し、現在46人の委員皆様方で活発な推進活動がなされております。本年は、計画策定後5年目ということで、現在までの事業の達成状況等を検証し、さらなる事業推進を図ってまいります。また、食生活改善推進員(通称ヘルスメイト)でございますが、総勢187人という組織力と結束力で食品の安全・流通・調理・栄養などの食に関する市民啓発をあらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人ひとりの自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザについてでございますが、新型インフルエンザの昨年8月から本年1月末までの罹患者数は1,930人を数え、そのうち20歳以下が71%を占めております。警報発令の週も何週もあり、学年閉鎖、学級閉鎖等も相次ぎ、一時は大変憂慮される状況でしたが、幸いにも現在は定点当たりの数も一けた台となり、全国的にもピークは過ぎたものと考えられます。また、市内では重症患者も発生することなく、ワクチンの接種も苓岐医師会の全面的な御協力により、接種者は1月末現在で7,508人、接種率は約24%となっております。平成22年度の流行期におけるワクチン接種のあり方等については、現在、厚労省において予防接種法の改正を検討中であります。

次に、(7)国民健康保険事業についてでございますが、苓岐市における全医療保険のうち国民健康保険の加入者は現在38%ですが、長引く経済不況を反映した所得の減少等により、今後ますます深刻な運営状況になると懸念されます。こういう状況の中、国保税の税率につきましては、平成18年度以降据え置いており、平成21年度にも税率のアップも検討いたしました。基金を取り崩すことにより、税金不足分の補てんをした経過があり、平成22年度につきましては、やむを得ず所得割、均等割について若干の引き上げを見込まざるを得ない状況となっております。

具体的な税率につきましては、現在、確定申告中であり所得等が決定次第、算定し、所要の条例改正をお願いする予定であります。なお、賦課限度額の引き上げ等も政令の改正により予定されておりますので、国民健康保険法等の一部改正等とあわせ、後日決定次第、御提案申し上げたいと考えております。

また、保健事業として平成20年4月から義務づけられました40歳から74歳の被保険者を対象にした特定健診・特定保健指導につきましては、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図

りながら取り組んでおります。平成22年度は従来の施設健診に加え、11月にはがん検診と同時実施の形で集団検診も行うこととしており、受診率のさらなるアップを図ってまいります。

次に、(8)後期高齢者医療制度についてでございます。平成20年度に新たな制度として発足した後期高齢者医療制度につきましては、保険料を2年ごとに見直すことになっておりますが、政権交代により平成25年4月施行に向けた新しい高齢者医療制度の確立を今後検討することとされており、平成22、23年度2年間の税率は、長崎県広域連合では前期と同率で据え置くことと決定しております。

次に、4.自然を生かした環境にやさしいまちづくりでございます。

一般廃棄物処理施設の整備状況についてでございますが、壱岐市の一般廃棄物処理施設整備事業は、平成19年度より着手し、平成23年度完成予定の事業でありまして、壱岐市の最重要政策の一つであります。

事業につきましては、平成21年度にごみ処理施設建設工事及び汚泥再生処理センター建設工事を総合評価制限つき一般競争入札により実施しました。その結果、汚泥再生処理センター建設工事につきましては、平成23年度完成に向け事業を進めているところであります。一方、ごみ処理施設建設工事につきましては、入札が不調になりましたので入札参加資格条件等の見直しのもと、再度総合評価制限つき一般競争入札により入札公告を行い進めているところであります。今後、各業者から提出されました設計図書等について改善指示等を行い、総合評価審査委員会での審査結果を踏まえ、4月下旬には業者の決定を行い、その後、議会の承認をお願いする予定といたしております。

また、最終処分場につきましては、技術的に高度なもので市内業者のみでは施工困難な工事ととらえ、市内業者と市外業者との特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いましたので、今会期中に御承認をお願いしたいと考えております。

これによりまして、ごみ処理施設関連及び汚泥再生処理施設の全体計画について、平成23年度末の計画期間内の完成に向け進めていく所存であります。

次に、海岸漂着物対策についてでございます。

海岸への漂着物については、海岸を有する自治体にとってその対策は非常に困難を極め、自然景観を損なうだけでなく、水産業への影響等大変憂慮する状況にあります。このため国の「地域グリーンニューディール基金」を活用して、市内重点区域海岸8カ所、海岸延長39.8キロにわたり、海岸漂着物の回収・処理事業に取り組み、本市の優れた自然の風景地を復元し、環境の保全を図るとともに、あわせて雇用の創出を図ってまいります。

次に、不法投棄対策でございますが、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し、増大する不法投棄物の早期発見、早期撤去及び再発防止を促進するため、市民皆様との協働による

環境美化及び環境保全を図ってまいります。不法投棄は、美しい自然や地域の景観を壊し、市民の健康や生活にも悪影響を与えることにもなります。捨てるのは簡単ですが、撤去して回収するのは大変困難を極めます。不法投棄のない環境づくりに市民皆様の御協力をお願いするものであります。

リサイクルの推進につきましては、ごみの減量化につきましても新施設の稼働時には、日量4トンの可燃ごみの減量を行う計画となっています。そこで、ペット・トレイ等のさらなるリサイクルの推進と分別の徹底、また家庭から排出されます廃食油の回収、生ごみ堆肥化用具を活用した生ごみの減量化等についての説明会を、各自治公民館単位で開催しており、平成22年度も継続して行う予定であります。

次に、(2)生活環境の充実と安全安心の確保でございますが、道路、河川等の整備について申し上げます。

市道整備につきましては、補助事業、起債事業、単独事業等により整備を進めておりますが、平成22年度当初予算では補助事業2路線、起債事業12路線の整備費を計上しております。単独事業につきましては、環境衛生関連事業を除き財政事情等により、予算計上を見送っております。

また、橋梁長寿命化の補助事業として架橋40年以上が経過している郷ノ浦町の中央橋の補修工事を実施することといたしております。

河川整備につきましては、準用河川町谷川(郷ノ浦町)を補助事業の継続として実施をしております。

また、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、新規地区で石田町の白水地区と芦辺町の瀬戸西部地区の整備を実施するため、補助要望をいたしております。

都市計画事業のまちづくり交付金事業の郷ノ浦地区につきましては、平成22年度が最終年度となり、道路6路線と1公園の完成により本事業すべての計画が完了となります。

また、街なみ環境整備事業、勝本浦地区につきましても、昨年に引き続き修景整備と地区の歴史遺産である「アハウ堀」周辺の整備を実施することといたしております。

次に、公営住宅についてでございますが、公営住宅につきましては、平成17年度から22年度までの壱岐市公営住宅マスタープランに基づいて、老朽住宅から年次的に建てかえ等の整備を進めてまいりました。最終年度の平成22年度は、芦辺町の大久保団地を建てかえるようにいたしております。また、郷ノ浦町庄団地7戸につきましては、入居者の移りかえができ次第、解体をすることといたしております。

次に、(3)水道事業関係でございますが、簡易水道事業は、水道水の安定供給を図るため、基幹改良事業に取り組んでおり、湯本浦地区と石田地区を平成22年度も実施いたします。両地

区とも平成24年度までの継続した事業計画で進めております。

上水道事業は、配水設備の拡張事業を行い、簡易水道とともに施設の適正な維持管理を図り、安全で安心な水道水の給水に努めてまいります。

次に、(4)下水道事業関係でございますけれども、生活排水の適正な処理と、快適な生活環境並びに良質な水環境づくりに資するため、公共下水道事業、漁業集落排水施設整備事業及び合併処理浄化槽設置整備事業等を実施しております。

郷ノ浦の公共下水道事業は、平成6年度から着手しており、処理区を北部・中央・南部に分割した計画で進めてまいりました。

北部処理区は既に完了し、中央処理区についても現計画でまいりますと平成22年度に枝線の管渠整備を行いますので、整備が完了することになります。以降、南部処理区に着手する計画でしたが、計画策定時から15年以上も経過することから、国の方針に基づき事業計画を精査し、また市の財政事情も踏まえまして大幅な見直しを行いました。

その結果、南部処理区の一部の区域については、集合処理である下水道で整備したほうが効率的と判断されましたので、中央処理区を拡大して南部処理区自体を廃止する方針で臨むことといたしました。この点については、都市計画法に基づきまして、関係する地元自治公民館への説明、また市の都市計画審議会にも諮問して同意を得ましたので、現在、変更に関する法手続を行っております。

本年度は、計画変更後の中央処理区の面整備に伴います測量及び詳細設計並びに管渠整備工事を行い、次年度以降の事業の促進を図りたいと考えております。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺の大石分譲地域内の管渠整備を昨年に引き続き実施いたします。

合併処理浄化槽設置整備事業は、公共下水道及び漁業集落排水施設の区域外の汚水処理対策として、本年度も140基を予定しております。

下水道施設を利用するためには、宅地内の排水設備工事が必要であり、多額の費用を要するため、接続が伸び悩んでおりますが、下水道に対します御理解と加入促進に向けた説明会を引き続き実施してまいります。

次に、5.心豊かな人が育つまちづくりについてでございます。

(1) 壱岐市中学校規模適正化について、計画の推進につきましては、各町ごとの準備委員会及び各専門部会が既に立ち上がり、学校関係者、PTA関係者、自治公民館関係者等からなる各委員、各部員の皆様方の御協力のもと、具体的な準備作業を進めることができっております。

4町のこれまでの会議数を合計しますと、各専門部会が37回、準備委員会が9回、各町準備委員会連絡会が1回、それぞれ開催され、新しい学校づくりに向けたさまざまな準備や方針等が

熱心に話し合わせ、方向性や具体的なあり方等が固まってきております。各会議結果内容につきましては、随時壱岐市ホームページに掲載するなど公表に努めております。

今後につきましては、準備委員会、各専門部会を繰り返しながら、扱っている準備内容等の進捗を計画的に図り、壱岐市の中学生が平成23年4月から新しい中学校に安心して意欲や希望を持って通うことができるように取り組んでまいります。

次に、(2)学校給食施設整備事業についてでございます。学校給食につきましては、現在、郷ノ浦町・勝本町・石田町がセンター方式、芦辺町については各学校自校式で運営してまいりましたが、郷ノ浦給食センター並びに芦辺町単独自校式の施設の老朽化が著しく、また学校給食衛生管理基準の改正に伴い、現施設では十分な対応ができなくなっており、今回、統合をいたしまして、勝本町立石東触地内、通称亀石にドライシステム方式で3,200食を、また郷ノ浦町の三島対策としまして原島分校に自校式の建設を計画いたしております。

完成は、平成23年9月に供用開始できるよう22年秋には本体工事に着手いたします。

次に、(3)社会教育についてでございますが、学び合う心を育てる社会教育の推進を基盤とし、壱岐の将来を担う青少年の健全育成、心豊かな人をはぐくみ、いやしを提供できる芸術文化活動の振興、いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツに親しむことができるコミュニティスポーツの推進と環境づくりに努めてまいります。

本年は、7月23日から26日まで3泊4日の日程で、次代を担う県内の子どもたちが一堂に集う「しま」めぐり交流事業を本市で開催いたします。島外から小・中学生320人と関係者90人が来島予定であり、壱岐島の美しい自然や歴史に彩られた文化を活用した体験メニューを計画してまいります。また、市内の子どもたちにも広く参加を呼びかけ、本土の子どもたちとの交流や宿泊・野外活動等を通じ、自立・友愛・協調の精神を学ぶ機会にしたいと考えております。

放課後の安全・安心な子どもの居場所づくりであります放課後子ども教室推進事業につきましては、5教室を開設することができました。今後につきましても、学校や地域の御理解をいただきながら事業推進に努めてまいります。

また、優しさ・たくましさ・粘り強さを養うタフ事業は、柳田小学校及び鯨伏小学校の小学校2校と那賀中学校において、引き続き子どもたちの健やかな成長のため、学校や家庭、地域の御協力をいただき事業を推進してまいります。

タフ事業は、これまでに小学校6校・中学校3校で取り組みを行ってまいりましたが、平成22年度が現計画の最終年となります。これまでの事業効果や成果を検証し、学校や地域の御意見をいただき、今後の方向性を検討してまいります。

そして、一支国博物館、原の辻一支国王都復元公園を活用した社会教育事業の推進に取り組んでまいります。

次に、(4)第69回国民体育大会についてでございます。壱岐市で開催するソフトボール競技(成年女子)と自転車競技(ロード)の2競技について、決定したそれぞれの計画内容の協議機関として「壱岐市国体準備委員会」(仮称)を設立し、各関係機関を初め、市民皆様の御意見をいただきながら準備を進めてまいります。

次に、(5)文化財行政の推進でございますが、一支国博物館の開館を機に、史跡や文化遺産を活かしたまちづくりの参考となる意見やアイデアを得るため、地域文化芸術振興プラン推進事業を利用し、島外の郷土の歴史や文化財を活用し、まちづくりに取り組んでこられた団体、個人を選出し、島内の史跡等の視察や市民皆様の情報交換会等を開催する「壱岐の歴史と文化を語る交流事業」を本年3月20日から21日に実施いたします。今後のまちづくりの参考となる、よりよい意見、アイデアを得られることを期待しております。

次に、6.国内外交流が盛んなまちづくりでございますが、生活、生産、文化機能を向上させるとともに、地域の個性を發揮し、魅力を高めていくためには、人・もの・情報の活発な交流や生活の基礎となる道路や交通体系、情報ネットワークの確立などインフラ整備が必要不可欠でございます。

(1)交通体系の整備でございますが、離島航路につきましては、市民生活、産業経済に直結した非常に重要な問題でございます。いわば離島の生命線であります。

さきの議会定例会の折に報告いたしました長崎県離島基幹航路運賃対策協議会における運賃低廉化のリフレッシュ割引について、特定疾患医療受給者や後期高齢者、進学・就職活動の学生等への割引や身体障害者への拡充割引の社会実験が本年1月1日から実施され、2月末現在の本市における利用者は2,746人となっております。3月中ごろには、運賃引き下げの利用状況や利用者へのアンケート結果の報告等をもとに割引の拡充が検討されます。また、リプレイス割引については、平成22年度から23年度にかけて九州郵船のフェリーニューつしまの更新に伴う設計、建造が行われ、平成24年度から割引が実施される予定となっております。

壱岐対馬航路活性化協議会においては、「利用者ニーズに配慮した運航ダイヤの見直し検証」「観光客の航路利用を促進する新たな観光ルートの形成」「ニューつしま省エネ化」と事業計画に沿って順調に進んでおります。特に「新たな観光ルートの形成」では、本市と対馬市の観光協会が一体となって取り組み、1月26日には私と対馬市長の立ち会いのもと「壱岐対馬観光力共同宣言」を発表したところです。また、2月16日から18日にかけては本事業による「古代史ぎっしり壱岐」と「大陸への窓口対馬」をテーマとしたモニターツアーが実施され、13社の旅行社が参加し、エージェントと意見交換を行いました。壱岐の「食」に対する関心も高く、好評でしたので、数社の旅行社が商品化されるものと期待しております。

なお、壱岐対馬フェリー株式会社から提案がありました高速三胴船フェリーの導入については、

壱岐市、対馬市両市で40億円もの負担を負うことになり、非常に高いリスクを伴うものでございまして、本市といたしましては、受けることはできないと判断したところであります。ただし、フェリーの運行時間短縮については、島民の大きなテーマとして、今後も関係機関へ働きかけてまいります。

次に、地域公共交通の活性化についてでございます。本市の貴重な交通手段である路線バスを含めた公共交通の活性化を図るため、国土交通省の補助事業を活用し、平成21年3月に壱岐市地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、市民アンケート調査を初め、さまざまな視点から調査やヒアリングを行ってまいりました。その結果をもとに6回の会議を重ね、壱岐市地域公共交通総合連携計画素案を策定し、今月中に国土交通省九州運輸局に本計画認定申請書を提出することといたしております。本計画が認定されますと平成22年度から3年間、一部定期バス路線の効率化を図るための曜日運行や乗り合いタクシーの導入、高校生の片道定期券の導入等実証運行を国の補助を活用し、その結果に基づき、検証・改善を行い、本格運行を検討してまいります。

現在、市内の路線バスについては、人口の減少やマイカーの普及等により、利用者が年々減少しており、事業者にとっては極めて厳しい経営状況が続いております。本事業を活用いたしまして、市民皆様のさらなる生活交通の確保に努めてまいります。

次に、(2)情報・通信基盤の整備についてでございます。地域情報通信基盤整備推進交付金事業について申し上げます。壱岐市ケーブルテレビ施設整備に対する国の交付金につきましては、さきの定例会で内示の報告をいたしておりましたが、去る1月27日付で地域情報通信基盤整備推進交付金14億4,171万3千円が決定され、また、公共投資臨時交付金も26億7,971万4千円の決定がありましたので、あわせて41億2,142万7千円となり、総事業費46億2,800万円のうち約89%の補助が決定したところであります。

現在の事業の進捗状況でございますが、2月18日実施設計業務の入札を行い、工事の設計等を行っており、3月末には完了予定でありますので、4月初旬には本体工事の入札手続を開始する予定であります。

また、事業内容の周知でございますが、昨年12月から自治公民館長会や電気事業者等を対象にした説明会を開催し、現在も市民皆様を対象とした自治公民館単位の説明会を開催しているところであります。今後、指定管理者の募集や具体的なサービス内容の決定、各関係機関の許認可等の諸手続を経て、7月ごろを目途に工事の着工となる見込みであります。

次に、7.さまざまな人が関わり合うまちづくりでございます。

(1)コミュニティ行政の推進について申し上げます。地域の担い手となる自治公民館皆様の高齢化が進む中、自治公民館が管理する公民館等コミュニティ施設が高齢者または障害者の方々に対応できていない施設が数多くある現状にあります。

こうしたことから平成22年度から24年度までの3年間で事業期間として、それらの施設のバリアフリー化に対する新たな補助金制度を創設し、新年度予算において所要の経費を計上しております。

次に、8. 病院事業について申し上げます。

(1) 市立病院改革についてでございますけれども、昨年8月の壱岐市立病院改革委員会を立ち上げて以来、これまで議員各位、また市民皆様にその必要性について誠心誠意御説明してまいりました。

病院改革は、「医師の確保」「市と市民病院の権限と責任を明確にすること」が重要であり、その重責を受け持っていただける理事長候補者の御紹介を、現在、関係大学病院へお願いしているところでございますが、現段階では御報告できるまでには至っていない状況であります。

御承知のとおり、市民病院は関係大学病院の支援なくして安定した医師の確保は困難であります。これまでも関係大学病院医局へ頻繁に出向き、市民病院の目指すべき方向を御説明してまいりましたが、今後も御理解をいただけるよう懸命に努めてまいります。

時間を要しても大学病院医局との関係の修復や新たな構築を図りながら、今後も病院改革の流れをとめることのないよう精力的に取り組んでまいります。

(2) 壱岐市民病院についてでございますけれども、診療体制につきましては、現在、常勤医師13名であり、その不足分を非常勤医師で補っております。常勤医師の過重労働の緩和策として、すべての診療科を診る全科当直を緩和するため、通常1週間に9コマある当直のうち7コマを外部の非常勤医師で賄っております。特に、土曜・日曜の3コマ、これは土曜日の日・当直と、日曜日の日直でございますけれども、島外病院の救命センターに所属してある専門医にお願いして、救急医療に対応できる体制をとっております。今後とも医師の確保に一層努力してまいり所存であります。

病院運営につきましては、平成21年度の外来患者は1月までの実績で前年度と比較して1日平均45人増の388人となっております。外来患者の増加の大きな要因として、新型インフルエンザの流行が上げられるわけですが、内科の診療体制の充実などもその一因であると判断しております。一方、入院患者数は1月までの実績で前年度と比較して1日平均2.2人減の134.8人となっております。しかし、依然として平成22年度当初予算において、一般会計からの負担が4億3,374万1千円にものぼり、非常に厳しい状況にあり、今後も病院改革に全力で取り組まなければならないものであります。

かたばる病院についてでございますが、その診療体制につきましては、引き続き常勤医師2名と週末当直の非常勤医師1名を長崎医療センター並びに民間の医師あっせん会社の協力により維持いたしております。

病院の運営につきましては、平成21年2月で国庫補助金対象期間が満了し、平成22年度からかたばる病院運営の赤字補てんに要する国庫補助金がなくなることになります。

一方、平成21年度から特別地方交付税の算定条件として不採算地区の病院の適用条件が緩和され、1床当たり82万円の48床分の総額3,936万円が交付されました。しかし、平成22年度当初予算において一般会計からの負担が1億789万3千円にのぼり、非常に厳しい状況にあります。このように病院運営の厳しい現況は変わらないため、早急に運営形態等の改革を実施しなければならないと考えております。

次に、9.消防・救急についてでございます。

平成21年中の災害発生状況は、火災39件、救急1,444件、救助27件、ハチの巣除去897件で、前年に比較し、火災は1件の減、救急は36件の減でありました。

火災につきましては、前年度と比較し、ほぼ横ばいで推移しておりますが、今後も、なお一層の火災予防啓発活動に努めてまいります。

消防力の充実・強化につきましては、平成22年度は消防格納庫1棟の建設と防火水槽5基の設置、小型動力ポンプ2台、積載車1台の購入を予定しております。

ハチの巣除去作業につきまして、「通学路等において子どもたちに危害を及ぼすおそれがある」とのことから、各関係機関と協議を行い、平成10年から消防署で実施してまいりましたが、昨年からは市内民間会社がハチの巣除去を業として始められており、民間業者保護の観点から、本年3月31日をもって消防署によるハチの巣除去作業を中止することといたしました。市民皆様には何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

これからも市民皆様の負託にこたえていくため、消防体制のより一層の充実強化に努めてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

(1)平成22年度予算につきまして、平成22年度の地方財政は、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定数削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお、財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれております。

一方、国の「平成22年度予算編成の基本方針」においては、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、地域住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくこととされています。

このような方針に沿った地方財政対策として、地方が自由に使える財源をふやし、地方公共団

体が地方のニーズに適切にこたえられるようにするため、地方交付税が対前年度比で1兆733億円の増額、あわせて地方財政計画の歳出に、特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」9,850億円が計上されております。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施による合併特例債の発行増や経済危機対策事業等による一般財源不足のため、財政調整基金等の取り崩しにより対応しており、財政状況はさらに厳しさを増しております。

平成20年度末の市債現在高は244億円（普通会計）であり、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合が高く、また経常収支比率は90.9%と年々高くなるなど、各種施策に柔軟に対応することが困難な状況が続いております。

こうした中、本年度予算編成に当たりましては、一般廃棄物処理施設整備などの大型事業に多額の一般財源を要するため、事務事業の計画に当たっては常に施策成果を意識するとともに、国や県の動向などを踏まえ、単に前年度と同様に事業を継続して執行することなく、市民意識、国・県・社会情勢の変化、経済の動向を注視し、自主性と責任により限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、地域経済対策と住民福祉の増進及び市民皆様と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

なお、一般会計予算規模は227億5,500万円、対前年比8億8,600万円、3.7%の減でございます。特別会計を含めた予算規模は324億3,840万9千円、これは対前年比10億1,083万6千円、3.0%の減となっております。

（2）その他の議案につきましては、本日提出いたしました案件の概要は、承認案件1件、条例の制定・改廃に係る案件16件、予算案件22件、その他10件でございます。詳しくは担当理事、課長から説明をさせていただきますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成22年度の市政運営に対する所信の一端と当初予算案等について申し述べましたが、山積する行政課題に対応しながら、行財政改革を推進し、財政の健全化に努めますとともに、あすに希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員皆様並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時25分とします。

午前11時12分休憩

.....  
午前11時25分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5．承認第1号～日程第53．議案第53号

議長（牧永 護君） 次に、日程第5、承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第53、議案第53号平成22年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、49件を議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日提出いたしましております案件につきましては、担当理事及び担当課長に説明をさせますのでよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

総務課長（堤 賢治君） それでは、承認第1号について御説明を申し上げます。

損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において、指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

本日の提出でございます。

これは、壱岐市議会におきまして市長の専決処分する軽易な事項として指定をいただいております事項中、1件50万円以内において法律上、壱岐市の義務に属する損害賠償の額を定めるという項目に該当しますので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。平成21年12月25日付、専決処分書、損害賠償の額を定めることについてでございます。

本件の概要でございますが、平成21年9月25日、市内勝本町坂本触、海岸保全施設において損害賠償の相手方が歩行中、コンクリートの舗装部分に埋もれていたアンカーボルトの先端部分につまずき、転倒した事案であり、このことにより右肩脱臼の負傷に至らしめ、同人に損害を及ぼしたものでございます。損害賠償の相手方は、市内勝本町在住の個人1名で、損害賠償額は5,460円であり、これは自傷された部位の治療費でございます。

次に、議案第6号について御説明を申し上げます。

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第

286条第1項の規定に基づき、平成22年3月30日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から江迎町、鹿町町、鹿町江迎給食衛生一部事務組合、佐世保広域圏北部じんかい処理一部事務組合及び松浦地区消防組合を脱退させ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成22年3月31日に佐世保市への編入合併に伴い、北松浦郡江迎町及び鹿町町が廃止され、また、平成22年3月30日をもって鹿町江迎給食衛生一部事務組合、佐世保広域圏北部じんかい処理一部事務組合及び松浦地区消防組合が解散するため、長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村からこれらの市町村及び組合等を減じるものでございます。

次のページをお開きください。長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。

別表第1を次のように改めます。別冊の資料を準備いたしております。別冊の資料1といたしまして議案関係資料、これは改正条例新旧対照表でございます。1ページ、新旧対照表を添えております。こちらのほうで説明をさせていただきます。左が現行、右が改正案でございます。ご覧のとおり、改正案は、組合を組織する組合市町村、13市8町15組合の36団体でございます。この規約は平成22年3月31日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第7号について御説明を申し上げます。

長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について、地方自治法第286条第1項の規程に基づき、平成22年4月1日から長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成22年3月31日をもって、南高北東部環境衛生組合が本組合退職手当事業から脱退するため、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお開きください。長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。別冊資料1の議案関係資料でございます。2ページ、新旧対照表で御説明をいたします。別表第2の第3条第1項に関する事務と申しますのは、市町村職員退職手当支給条例でございます。平成22年4月1日から12市8町10組合などの30団体で共同処理することに改めようとするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第 8 号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

地方自治法第 291 条 3 第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 3 月 30 日をもって、長崎県後期高齢者医療広域連合から北松浦郡江迎町及び同郡鹿町町を脱退させ、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、平成 22 年 3 月 31 日に佐世保市への編入合併に伴い、平成 22 年 3 月 30 日をもって長崎県後期高齢者医療広域連合から北松浦郡江迎町及び同郡鹿町町が脱退することに伴い、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、本広域連合の委員の定数を減らすため規約を変更しようとするときは、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を得る必要がある、でございます。

次ページをお開きください。長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約でございます。新旧対照表の議会関係資料にも 4 ページに記載をしておりますが、7 条中の「29 人」を「27 名」に改めるとなっております。

附則として、この規約は平成 22 年 3 月 31 日から施行するとなっております。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

総務課長（堤 賢治君） それでは、議案第 9 号について御説明を申し上げます。

壱岐市行政組織条例の一部改正について、壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市立一支国博物館の完成に伴い、原の辻プロジェクト室を廃止し、その分掌事務を観光商工課に移管するために所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例でございます。別冊資料 1 の 5 ページの新旧対照表でございます。第 1 条は、課の設置でございます。市長の権限に属する事務を分掌させるため、現在 16 課で事務を行っておりますのを原の辻プロジェクト室を廃止して 15 課とするものでございます。その結果、次のページの第 2 条では、壱岐島振興推進本部は観光商工課と政策企画課の 2 課で編成することになります。第 3 条の分掌事務では、観

光商工課がこれまでの原の辻プロジェクト室の事務を引き継ぐこととなります。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第10号について御説明を申し上げます。

吉岐市個人情報保護条例の一部改正について、吉岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、個人情報保護のより適切な対策を実施するため所要の改正を行うものでございます。県内他市の条例と比較し、本市にだけ定めがない事項などについて追加整備しようとするものでございます。実は、これまで定めがなかったことで請求人との間で問題が生じたこともありまして、今回整備をさせていただこうとするものでございます。

次のページをお開きください。吉岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例、別冊資料1の10ページに新旧対照表を添えております。こちらのほうで御説明をいたします。現行条例第14条の保有個人情報の開示義務の1項に「法令等の規定により開示することができないとされている情報、すなわち上位法で開示できない情報は開示できません」という条項を加え、さらに14ページに、ご覧のとおり9号を加えようとするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第11号について御説明を申し上げます。

吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、吉岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として吉岐市ケーブルテレビ放送番組審議会及び吉岐市郷ノ浦町堆肥センター運営委員会を設置し、並びに教育委員会の附属機関から吉岐市生涯学習推進協議会を廃止するとともに、例規の整理等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。吉岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表につきましては、15ページからでございます。市長の附属機関の部において新規追加といたしまして16ページの吉岐市ケーブルテレビ放送番組審議会、それから20ページの吉岐市郷ノ浦町堆肥センター運営委員会、それから市長の附属機関の部の内容の整理、追加といたしまして、もとに戻りますけれども、17ページの吉岐市障害者地域自立支援協議会、それから18ページの吉岐市要保護児童対策地域協議会、20ページの吉岐市農業機械銀行運営協議会、24ページの教育委員会の附属機関の部の吉岐市生涯学習推進協議会の項を廃止しようとするものでございます。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第12号について御説明をいたします。

苓岐市職員定数条例の一部改正について、苓岐市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、水道事業職員の配置を見直し、職員定数を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。苓岐市職員定数条例の一部を改正する条例、新旧対照表は25ページでございます。市長の事務部局の職員のうち、簡易水道事業職員定数の現行「11人」を「10人」に、上水道事業職員定数の現行「2人」を「3人」に改正しようとするものでございます。実数は、簡易水道が10人、上水道2人でございますが、水道事業において簡易水道と上水道の定数配分の見直しを行うものでございます。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、職員の全体の職員定数の見直しにつきましては、現在、第2次定員適正化計画の期間中でありますので、計画期間完了の平成23年度末を待って定数の見直しを行うことといたしております。

次に、議案第13号について御説明を申し上げます。

苓岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、苓岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、交通指導員に関しましては、諸行事に対する勤務の見直しに伴い報酬を改めるため、及びブライダル推進委員、石田・印通寺共同店舗運営委員会を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。苓岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表は27ページからでございますが、該当部分は29ページでございます。交通指導員の報酬の額を「13万6,800円」から「11万4,000円」に改めるほか、2つの委員については、所期の目的が達成されましたので、ご覧のように廃止するものでございます。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第14号について御説明を申し上げます。

苓岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、苓岐市嘱託

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市嘱託職員の任用及び人事管理の適正な運営を図るため、嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項について定めるものでございます。

詳細に説明いたしますが、現在、嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項については、壱岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び壱岐市嘱託職員取扱要綱において規定をしておりますが、報酬額等の詳細な内容については、明記されていない部分や採用的な取り扱いとなっている部分もあることから、例規の整備等に対して助言等をいただいております。こうしたことから、今回新たに壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を制定しようとするものでございます。20条からなる条例でございます。

条例の構成といたしましては、第1条で、条例制定の趣旨をうたっております。

第2条で、嘱託職員の区分及び用語の意義を定めておまして、嘱託職員を第1種嘱託職員と第2種嘱託職員に区分しております。第1種嘱託職員は、特殊な資格、技術及び経験等を必要とする職に任用期間を定めて任用される職員とし、第2種嘱託職員は、特殊な資格、技術及び経験等を必要とする職に、1日を単位として任用される職員で、任用予定期間が6月を超えるものと定めております。

第3条で、嘱託職員の身分を規定しております。現行と同じで、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の非常勤職員としております。

第4条及び第5条では、任用に関する事項を規定しております。任用期間は最低限度により1年を超えない範囲とし、必要がある場合は更新することができるが、3年を限度としております。ただし、その者が競争試験または選考により新たに採用試験に合格した場合は、新規の嘱託職員として採用を決定することができる旨も定めております。任用の年齢期限については、第1種嘱託職員が満60歳に達する年度、第2種嘱託職員が満65歳に達する年度までとしております。

第7条では、解職に関する事項を規定しております。

第8条では、第1種嘱託職員の給与について、第9条で、第2種嘱託職員の給与について定めております。

第10条は、退職時割増報酬の支給について、別条例である壱岐市嘱託職員退職時割増報酬条例へ委任する規定であります。

第11条及び第12条では、勤務時間等について規定しております。嘱託職員の勤務時間は、一般職の常勤職員の1時間当たりの正規の勤務時間の4分の3未満の範囲としております。つまり一般職員が週38時間45分ですので、嘱託職員が週29時間以下となります。

第13条、第14条及び第15条で休暇等について規定しております。

第16条では、旅費に関する事項、第17条が、服務に関する事項を定めております。

第18条及び第19条では、社会保険及び災害補償に関する事項を定めております。

第20条では、条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は規則委任できる規定を定めております。

附則第1項では、この条例の施行期日を平成22年4月1日としております。

附則第2項では、現在、任用されている嘱託職員の任用期間の更新限度を平成30年までとすることができる任用期間の経過的措置をうたっております。

附則第3項では、現在、任用されている嘱託職員の基本報酬について、この条例の施行日においてこの条例の適用を受けることにより、勤務1時間当たりの報酬が現行より低い額に設定される者について、減給補償する旨の規定を設けております。

以上でございます。

次に、議案第15号について御説明を申し上げます。

壱岐市三島航路事業条例の制定について、壱岐市三島航路事業条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴い三島航路事業に関する条例を整理するため、全部改正を行うものでございます。今回、肝炎対策基本法制定を踏まえ、身体障害者福祉法第4条の規定に基づき、身体障害者手帳が交付される障害の範囲に肝臓の機能障害に係る項目が追加をされました。このほか、法律の改正により字句の改正等が必要になりましたので、この際全部改正をさせていただこうというものでございます。

次のページをお開きください。第1条壱岐市三島航路事業条例、第1条は、この条例の趣旨でございます。以下、10条でなる条例でございます。使用料改正はございません。内容の大幅な改正もございません。ただ、使用料の減免割引について身体障害者、知的障害者等の割引に關しまして、今までは条例で細かに規定されておりましたが、今回、規則で定めようとするものでございます。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 白石教育次長。

〔教育次長（白石 廣信君） 登壇〕

教育次長（白石 廣信君） 議案第16号について御説明をいたします。

沓岐文化ホール条例の一部改正について、沓岐文化ホール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、沓岐文化ホールに提出をいたしております沓岐郷土館の閉館に伴いまして、当施設を多目的に利用できる文化ホールの会議室として利用するため所要の改定を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。沓岐文化ホール条例の一部を改正する条例、沓岐文化ホール条例の一部を次のように改正する。利用料の欄でございますけれども、別表中、「105号会議室」を「105会議室、106A会議室、106B会議室」に改めるものでございます。なお、数字につきましては、使用料をそれぞれ左のほうから午前、それから午後、夜間料金、そして一番右が冷房料金というふうになっております。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第17号沓岐市文化財展示施設条例の制定について、沓岐市文化財展示施設条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、一支国博物館の開館に伴う沓岐市内の文化財展示施設の整理により、従来の条例、沓岐郷土館条例、松永記念館条例、沓岐風土記の丘条例を廃止、新たな条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。沓岐市文化財展示施設条例、第1条で、沓岐市文化財展示施設の設置をうたっております。

第2条で、名称及び位置でございますが、郷土館条例の廃止に伴いまして、その中で沓岐郷土美術館のをうたっておりましたが、その取り扱いにつきまして名称を、彫刻家小金丸幾久記念館、以下、小金丸記念館というようにしております。それと、沓岐風土記の丘、そして電力の鬼、松永安左工門記念館、併設をいたしておりますふるさと資料館の4つの施設を掲げております。

第3条においては、業務内容について、第4条につきましては、その管理を沓岐市教育委員会が行うとしております。

第5条で、館長及び職員、第6条におきまして、利用時間及び休館日を定めております。休館日につきましては、施設ごとに定休日等をずらしておるところでございます。

第7条で、入館料を定めておりまして、3ページの表にいたしております。第2項で、団体割引制度について、第3項で、市内の在住の高校生以下の入館料は無料とする旨を、4項で、減免及び免除について定めております。

第9条で、使用料といたしまして、小金丸記念館の2階の利用について使用料を徴する旨を定

めております。

次の4ページをお願いいたします。第12条で、管理について、指定管理者制度を活用できる旨を定めております。

次の5ページをお願いいたします。13条で、委任につきまして教育委員会規則で定めることができる旨を定めております。

施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行といたします。2項、3項、4項でそれぞれの条例の廃止について定めております。第5項で、経過措置を定めておるところでございます。

よろしくをお願いいたします。

〔教育次長（白石 廣信君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

市民生活担当理事（山内 達君） 議案第18号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について御説明いたします。

壱岐市地域福祉活動拠点施設条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、福祉施設運営の統一性を図るため、壱岐市地域福祉活動拠点施設条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。新旧対照表が添付されておきませんので、条例に基づいて御説明を申し上げたいと思います。

提案理由の補足説明をさせていただきますけれども、第2条表中、各施設は壱岐市合併時にそれぞれの施設ごと条例が制定をされておりました。

3ページ後をお開きください。別表の第6条関係でございますけれども、10項目の一般浴室でございますが、燃料の値上がりもあり、一般浴室を管理するために現在の利用料金では維持できないと考えておりますので、今回、入浴料金を「200円」から「300円」に改正する案を提出いたしております。そのほか使用料の単位区分及び備考欄の設定基準も施設によって若干異なっておりますので、現在、現状の利用実態に合うように改正するものでございます。

主な内容を説明させていただきますけれども、かざはやの場合でございますけれども、機能回復訓練施設がデイサービス室として現在は利用してありますので、料金は徴収できないということで削除いたしております。それから、パットゴルフ場でございますけれども、利用実績がないということで現在は桜公園として利用をしております。それから、エイドハウスという休憩室がございますけれども、これについては利用実績がありますので今回追加をいたしております。

それから、つばさでございますが、コミュニティールームと機能回復室がデイサービスとして利用しておりますので削除をいたしまして、つばさの入り口にございましたゲートボール場でございますけれども、今、太陽光発電の駐車場となっておりますので今回削除をいたしております。娯楽室は、現在利用されておるといふ実態がございますので、今回追加をいたしております。

それから、石田の福祉センターでございますけれども、会議室、それから談話室、ボランティア室が利用されておるといふことで、他の2施設と同様に料金をお願いすることにいたしております。

今まで4つございましたけれども、旧条例を廃止をいたしまして本条例を制定するために提案するものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成22年4月1日でございます。

以上でございます。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第19号吉野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について御説明申し上げます。

吉野市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日、提出でございます。

提案理由といたしまして、出産育児一時金の医療機関への直接支払い制度の実施により当該基金の必要がなくなったため廃止するものでございます。

現在までの利用実績でございますが、19年度に2件ございまして、20年、21年度につきましては、利用実績がございません。

この附則につきまして、この条例は平成22年4月1日から施行するとなっております。

続きまして、議案第20号吉野市ペット霊園条例の制定について御説明申し上げます。

この条例につきましては、平成19年3月に提出した経緯がございますが、字句の文言と現在、設置してある霊園に対する規制がないということで議案を取り下げた経緯がございます。いろいろ訂正をいたしまして、再度提案するものでございます。

吉野市ペット霊園条例を別紙のとおり定める。

本日、提出でございます。

提案理由といたしまして、ペット霊園の設置等に関して生活環境への配慮と周辺住民とのトラブルを回避するため条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。条例の説明に入ります前に、条例の制定に至った経緯について

御説明を申し上げます。現在、国においては動物霊園事業に係る火葬場等の設置及び管理運営についての許可等を法的に規制する制度が存在いたしません。規制する場合は、地方自治体が独自に制定しなければならないとなっております。全国的にも各自治体において条例の制定がなされているところでございます。

壱岐市において現在、ペット霊園条例がないため、既存の施設ができるとき周辺自治会とのトラブルがあり、設置及び管理運営違反の場合は改善命令、使用禁止等の措置を講じる条例制定の陳情があつてること、並びに今後新規に設置される業者が近隣住民とのトラブルを未然に防ぐため、今回条例を制定するものでございます。

条例の説明でございますが、第1条、目的でございますが、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるための措置を講じることにより、公衆衛生上、住民に与える不安を除去するとともに、住民の生活環境の保全に資することを目的とするものでございます。第2条の定義の3項の近隣住民の100メートル以内の根拠でございますが、これは壱岐市墓地経営許可事務取扱要綱に合わせたものでございます。第3条、設置者の責務について定めております。

次のページをお願いします。次のページの4条から9条は、許可の申請手続について記載しております。

次のページをお開き願います。10ページから15ページにつきましては、許可の基準から中止及び廃止の届け出に至る事務手続について定めております。

次のページをお開き願います。16条から20条でございますが、これは報告及び立ち入り検査等についての権限を定めております。21条、委任でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するとしております。

経過措置として既存のペット霊園に適用させる条項を定めておりまして、監督義務等を発生する等の経過措置を設けております。

以上で議案20号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午後0時02分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第 2 1 号 吉崎市農業機械銀行条例の一部改正について説明を申し上げます。

吉崎市農業機械銀行条例の一部改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出。

提案理由、吉崎市農業機械銀行が受託する農作業にかかる使用料の適正化を図るため所要の改正を行うものでございます。

次ページをお開き願います。なお、あわせて資料 3 8 ページをお願いをいたします。利用料金の改定でございますが、別表中の小型バックフォアを「小型バックフォア」と「ミニバックフォア」にそれぞれ区別をするものでございます。また、備考にあります溝上げを削除をいたしております。

次に、大豆コンバインの項を削りということで、利用料 4,500 円を削除をいたしております。これは大豆コンバインを農協へ移譲を予定をいたしてありまして、削除いたしたところでございます。

次に、ラッピングマシンでございます。ラッピングマシンは、備考に「ラッピング作業の 85 センチの場合 750 円」というのを追加をいたしました。これは生産組合がロードベラーの導入によりまして、今後需要が予想されますので所要の料金改正をいたしております。

次に、ホイルローダーでございます。ホイルローダーにつきましても、中型、小型のそれぞれ区分をしたものでございます。中型ホイルローダーはバケット容量が 0.9 立米でございます。小型がバケット容量は 0.46 立米でございます。それぞれ区分をしたものでございます。

次に、乗用管理機で 4 トンダンプの料金を新規に設定をいたしております。これは、現在機械銀行が 2 トンダンプを 2 台、4 トンダンプを 1 台所有をいたしてありまして、4 トンダンプの使用料規定がありませんので、2 トンダンプの料金で徴収をいたしてありまして、4 トンダンプの料金を新規に設定をするものでございます。

附則といたしまして、平成 22 年 4 月 1 日から施行をするということでございます。

続きまして、議案第 2 2 号 吉崎市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について御説明をいたします。

吉崎市死亡獣畜取扱場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出。

提案理由、へい死獣畜一時保管処理施設の竣工に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。また、資料、ページ、41 ページ、新旧対照表もあわせてご覧をいたしたいと思います。第 1 条中の埋却の次に、「または一時保管処理」を加える。第 2 条の表に次のように加える。「へい死獣畜一時保管処理施設」ということで、新設のへい死獣畜を追加するものでございます。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行をする。

なお、へい死獣畜一時保管処理施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を検討をいたしております。また、管理運営費用につきましては、畜産農家及び事故発生農家負担と考えております。

続きまして、議案第23号壱岐市堆肥センター条例の制定について説明を申し上げます。

壱岐市堆肥センター条例を別紙のとおり定める。

本日の提出。

提案理由、壱岐市郷ノ浦町堆肥センターの竣工に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。壱岐市堆肥センター条例、第1条で設置、第2条で名称及び位置ということで、石田町堆肥センター並びに郷ノ浦町堆肥センターの位置を定めております。

第3条では、業務、第4条で、使用の許可、5条で、管理及び運営、第6条で、使用料を定めております。使用料につきましては、次ページをお願いいたします。別表第6条関係でございます。家畜糞収集用運搬車使用料といたしまして、1トン当たり300円、ただし、最低利用料金として300円。堆肥散布車使用料1トン当たり500円、ただし、最低利用料金として500円。今回、郷ノ浦の堆肥センターに堆肥散布車を2台購入をいたすようにいたしております。使用料を新規に設定するものでございます。次に、ばら堆肥でございますが、完熟1トン当たり4,500円、現在は4,000円でございます。500円アップということでございます。ただし、自己とりの場合は1割引きの4,050円、ばら堆肥半熟トン当たり2,500円、現在が2,000円でございます。ただし、自己とりの場合は2,250円。袋詰めが15キロで250円、現在が200円。3キロが一袋当たり100円といたしております。

また、7条では、立入禁止、8条では、損害賠償、9条で、委任をそれぞれ規定をいたしております。

附則、1項で、施行期日、この条例は平成22年4月1日から施行する。2項では、石田町堆肥センター条例の廃止、3項では、経過措置をそれぞれ規定をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 松本消防長。

〔消防長（松本 力君） 登壇〕

消防本部消防長（松本 力君） 議案第24号壱岐市火災予防条例の一部改正について、壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえて、当時

焼死者が15名、負傷者が10名ほど出ております。総務省消防庁において検討された予防行政のあり方に関する検討会において、個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられたことから所要の改正を行うものでございます。

次ページをお開きください。火災予防条例の一部を改正する条例、壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正する。第37条の2の次に、次の1条を加えるということで、第37条の3が追加になっております。「遊興の用に供する個室に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難所を有効に管理しなければならない」と。これにはただし書きがついております。「避難所を支障がないと認められないものにあつては、この限りではない」と。

附則、施行期日、経過措置が載っております。

これで議案第24号の説明を終わらせていただきます。

〔消防長（松本 力君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

市民生活担当理事（山内 達君） 議案第25号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1番目、公の施設の名称及び位置でございますけれども、名称、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター、位置、壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地。

2、指定管理者、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明。

3、指定期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

続きまして、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや、場所、壱岐市勝本町大久保触1736番地2。

指定管理者、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明。

3、指定期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、吉岐市勝本町ふれあいセンターかざはやの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

続きまして、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、吉岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ、位置、吉岐市芦辺町箱崎中山触2548番地。

2、指定管理者、吉岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人吉岐市社会福祉協議会 会長百崎貞明。

3、指定期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、吉岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

続きまして、議案第28号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1番、公の施設の名称及び位置でございますが、名称、吉岐市石田町総合福祉センター、位置、吉岐市石田町石田西触1486番地1。

2、指定管理者、吉岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人吉岐市社会福祉協議会 会長百崎貞明。

3、指定期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、吉岐市石田町総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

郷ノ浦町デイサービスセンターほか3施設は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの期間、指定管理者となる団体といたしまして議決をいただいておりますが、今月の末をもって指定の期間が満了となりますので提案をさせていただきます。

以上でございます。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

建設担当理事（中原 康壽君） 議案第29号公の施設の指定管理者の指定について御説明を申

上げます。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、勝本総合運動公園、位置、吉岐市勝本町新城西触1645番地。

指定管理者、吉岐市勝本町新城西触1645番地、株式会社吉岐カントリー倶楽部、代表取締役辻川更司。

指定期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日まで。

提案理由といたしましては、昨年度、1年間ということで指定管理を受けておりましたが、期限満了に伴いまして勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で議案29号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

市道路線を別紙のとおり廃止する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、農道整備に伴い、市道から農道へ管理の所管がえの必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得るものでございます。

次のページをお開きをいただきたいと思います。廃止路線調書、路線番号、路線名、それから起点、終点の順で申し上げます。

路線番号1444号、椎ノ木1号線、郷ノ浦町麦谷触字田代1129番3地先から郷ノ浦町麦谷触字船越1663番3地先、延長は564.08メートルでございます。

続きまして、1606号、華光寺2号線、郷ノ浦町東触字深田600番1地先から郷ノ浦町東触字深田605番地先まで。延長が54.43メートルでございます。

続きまして、1779号、泉ヶ山1号線、郷ノ浦町片原触字蔦石1017番地先から郷ノ浦町若松触字深串833番1地先、延長が989.04メートルでございます。

ただいま説明をいたしました椎ノ木1号線並びに泉ヶ山1号線につきましては、産業経済部のふるさと農道の完成に伴いまして市道管理から農道管理へ移管するものであります。このふるさと農道は、平成16年から平成21年2月で完成をいたしております。

続きまして、1606号の華光寺2号線につきましては、郷ノ浦町東触あまごころ本舗敷地において旧町有地払い下げのときに国土調査時期と重なり、地籍簿の処理変更の折、地籍図と地籍簿との統一性がないまま処理しており、現地との錯誤が生じ、個人道を誤って道路認定しているもの、個人有地に道路が築造され、利用されているものがあり、今回、精査を行い、現地に整合

させるため路線の廃止を行うものでございます。

続きまして、次のページに位置図で、椎ノ木1号線の位置図、続きまして華光寺2号線の位置図、3枚目に泉ヶ山1号線の位置図を添付させていただいております。

以上で議案第30号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

市道路線を別紙のとおり認定する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、市道として受け入れる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得るものでございます。

次のページをお開きをいただきたいと思います。認定路線、路線番号、路線名、起点から終点を申し上げます。

2012号、路線名、古城住宅線、郷ノ浦町田中触字古城から郷ノ浦町田中触字古城、67.27メートルでございます。

1606号、華光寺2号線、郷ノ浦町東触字深田から郷ノ浦町東触字深田、68.46メートルでございます。

古城住宅線につきましては、古城団地敷地内に道路が設置してありますが、敷地全体が市の有地で宅地となっております。団地裏側の民間有地において建築物を構築する場合、建築確認申請の手続をする上、どうしても道路としての認定が必要があるため、今回、古城住宅線として認定をお願いするものでございます。

続きまして、華光寺2号線は、先ほど廃止ということをお願いをいたしましたが、地籍簿の統一がないため精査の結果、新たに認定をお願いするものでございます。

次のページに位置図として、古城住宅線67.27メートルの位置図、それから華光寺2号線の位置図を添付させていただいております。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

財政課長（浦 哲郎君） 議案第32号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

平成21年度壱岐市の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億2,231万

7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ301億2,387万5,000円とします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によります。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表地方債の補正」によります。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算の補正」、歳入及び歳出の補正の款項の区分、補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから4ページのとおりでございます。歳入歳出予算の補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明させていただきます。

5ページをお開き願います。「第2表繰越明許費」。2款総務費1項総務管理費、地域情報通信基盤整備推進事業ほか30件の事業、総額61億1,612万3,000円を年度内にその支出が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上いたしております。

6ページ、7ページをお開き願います。「第3表地方債補正」。1変更、一般工業事業債、補正前限度額1億5,830万円を補正後の限度額1億5,020万円に、水産基盤事業分で810万円の減額、辺地対策事業債、補正前限度額2億2,600万円を補正後の限度額2億740万円に、市道上町元居線及び消防施設事業分での減額、過疎対策事業債、補正前限度額4億4,540万円を補正後の限度額4億4,460万円に、消防施設整備事業で80万円の減額を、農林水産業債、補正前限度額8,210万円を7,850万円に、自然災害防止事業での減額、土木債、補正前限度額3億2,230万円を2億6,370万円に、公営住宅建設事業分で減額、合併特例事業債、補正前限度額35億1,120万円を21億8,370万円に、廃棄物処理施設整備事業等に係る分で13億2,750万円を減額し、次の8ページ、災害復旧事業債、補正前限度額9,200万円を補正後の限度額8,340万円に、公共土木施設単独災害分860万円を減額補正をいたしております。

それでは、事項別明細書により主要分について御説明いたします。

補正第10号は、入札等により事業費減額及び事業執行の不用額等について減額補正をいたして、それらに伴う特定財源について補正を行っております。

12、13ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金、農地等災害復旧費受益者分担金は、災害復旧県補助金の増嵩及び入札執行等により事業費減額により受益者分担金を減額いた

しております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、子ども手当負担金は、子ども手当創設に伴うシステム改修費国庫負担金であります。2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金の減額は、廃棄物処理施設整備事業のごみ処理施設入札不調により事業費減額による減額補正をいたしております。3目農林水産業費国庫補助金、地域水産物供給基盤整備事業費補助金は、事業内容の変更により国庫補助金が増額となり、県補助金が減額補正をいたしております。4目土木費国庫補助金、地域住宅交付金減額は、住宅建設に伴う入札により事業費減による国庫補助金の減額補正であります。6目教育費国庫補助金は、学校情報通信技術環境整備事業費補助金は、入札執行による事業費減額に伴う国庫補助金の減額補正をいたしております。7目総務費国庫補助金、地域活性化経済危機対策臨時交付金減額は、予算額7億2,251万7,000円に対して7億1,990万2,000円で交付決定がなされて減額補正をいたしております。地域情報通信基盤整備推進交付金は、予算額14億7,300万円に対して14億4,171万3,000円が交付決定で、3,128万7,000円を減額補正をいたしております。

次の14、15ページをお開き願います。上段の地域活性化公共投資臨時交付金は、国の第1次補正予算での交付限度額追加内報が総額で27億2,199万円があり、既定予算で地域情報通信基盤整備事業で補正予算(第7号)で議決をいただいておりますが、その差額分、追加の分についてそれぞれの関係事業について財源補正をいたしております。

15款県補助金・県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金、3節水産業費補助金、地域水産物供給基盤整備事業費補助金減額は、事業費内容の変更により国庫補助金の増額補正との関係で県補助金の減額補正をいたしております。

16、17ページをお開き願います。8目災害復旧費県補助金、農地等災害復旧費補助金が、査定後に補助率が確定いたしましたので増額補正をいたしております。農地災害で補助率50%が95.5から96.1%に、施設で65%が98.4から98.7%になっております。

18款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金減額は、財政調整、財源不足により2億5,610万円の財政調整基金の取り崩しの予算議決をいただいていたが、廃棄物処理施設の入札不調、入札執行による減額、農地災害等の補助率増嵩、公共投資臨時交付金の内報で財源確保の見込み、並びに廃棄物処理施設関係で次年度以降に財源が必要となりますので財政調整基金の取り崩しを、2億円の取り崩しを行えないように減額補正をいたしております。土地開発基金の繰入金は、基金の総額8億5,930万円を5億7,258万円に減額し、土地開発基金の2億8,672万円にいたすものであります。2月末の基金の内訳として、現金が8,464万円で、残りは土地の分であります。

20款諸収入、4項雑入の退職手当旧負担金制度調整金は、退職手当事業の旧負担金制度にお

ける退職手当負担金と退職手当支給の調整により本年度から5カ年間、調整金の返還交付がなされます。

18、19ページをお開き願います。21款市債、1項市債、1目一般公共事業債、水産基盤事業分減額は、諸津及び湯ノ本漁港の事業費減、八幡漁港分の事業費増により事業内容の変更により減額であります。2項辺地対策事業債は、5目土木債は入札により事業費減額に伴う減額補正であります。6項合併特例事業債の減額は、廃棄物処理施設入札不調により事業費減によるものであります。

次に、20、21ページをお開き願います。歳出について主要内容について御説明いたします。2総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、時間外勤務手当の増額補正は、災害関連業務で時間外勤務の増加によるものであります。3目財政管理費、財政調整基金積立金は、財政調整により積み立てをいたしております。

次に、22、23ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、乳幼児母子寡婦福祉医療費減額は、主に乳幼児医療分が不用額として減額をいたしております。3項児童福祉費、2目児童措置費、システム改修業務委託料は、子ども手当創設に伴うシステム改修業務の補正であります。

次に、24、25ページ、4款衛生費、2項清掃費、5目廃棄物処理施設整備事業費減額は、入札の不調により減額補正をいたしております。

28、29ページをお開き願います。5款農林水産業費、3項水産業費、2目水産振興費、栽培漁業振興基金積立金は、アワビ種苗売却収入306万6,000円を財源として積立金の追加補正をいたしております。沿岸漁業振興基金積立金は、県権限委譲金交付金、追加分の財源として追加補正をいたしております。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費減額は、市道小場線に係る分の減額であります。補助及び起債事業は、補償費等を減額し、工事請負費を増額をいたし、事業費調整の補正をいたしております。

次に、32、33ページをお開き願います。7項住宅費、2目住宅建設費減額は、入札により執行残額を、事業費減額補正をいたしております。

34、35ページをお開き願います。9款教育費で学校情報通信技術環境整備事業で、デジタルテレビ及び公務用コンピューター等の購入入札執行により、備品購入費を2項小学校費、3項中学校費、次の36、37ページ、4項の幼稚園費、5項の社会教育の4目公民館費のそれぞれ備品購入費を減額補正をいたしております。

38、39ページをお開き願います。7学校給食費、1学校給食費の学校用務給食会補助金を給食調理員等の期末手当支給率減により減額補正をいたしております。小学校費の用務給食会も

同様に減額補正をいたしております。なお、中学校費、用務給食会補助金については、予算執行の都合で精算での扱いとさせていただきます。

大変失礼をいたしました。8款、説明が漏れておりましたので、34ページ、8款消防費、1項消防費、5項災害対策費で、全国瞬時警報システム整備工事の減額でございます。この分については、議会議決をいただいておりますが、受信放送施設の工事、それぞれ議会議決をいただいております。受信システムについては、この災害対策費の本予算で整備事業を行い、放送システムについては、地域情報通信基盤整備事業で行うことで、放送システムに係る分について減額補正をいたしております。大変申しわけございません。

10款、38ページ、災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費で、入札執行及び事業費の減額により減額補正をいたしております。同様に、2項公共土木施設災害復旧費についても事業費を減額補正をいたしております。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。11款公債費、1項公債費で、元金及び利子償還金を減額をいたしております。なお、本予算で土地開発基金の土地で、行政財産及び普通財産になっている分等について整理することで公有財産購入費で総額で5億7,258万6,000円の補正予算を計上をいたしております。

給与費明細については、43から45ページに、次に、46ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれ記載をいたしております。

なお、資料の平成21年度補正予算案概要の詳細な主要事業並びに基金の状況、土地開発基金からの公有財産購入の状況について記載をいたしておりますので、主要内容のみの説明とさせていただきます。

以上で平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第33号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成21年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,519万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,881万5,000円とする。2項については、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページをお開きください。歳入でございますが、1款の1項国民健康保険税につきましては、12月の調定額により再計算を行ったことによります増減を計上いたしております。

10ページをお開きください。6款の第1項療養給付費交付金でございますが、退職者医療費交付金で遡及等による支払い基金からの変更決定によりまして追加をいたしております。

10款の第2項基金繰入金ですが、保険税の増減に伴う財源不足等により基金より繰り入れすることにいたしております。

12ページをお開きください。歳出でございますが、2款第1項療養諸費、1項、1目の療養費については、21年度11月までの診療実績をもとに再計算をして計上いたしております。

14ページをお開きください。7款の1項共同事業拠出金、これにつきましては、長崎県国民健康保険連合会から実績による通知がございましたので減額して計上いたしております。

11款の1項償還金及び還付加算金につきましては、平成20年度国庫負担金の精算により返納金を計上をいたしております。

以上で議案第33号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第34号平成21年度吉崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成21年度吉崎市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189万5,000円とする。2項については、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

2ページ、3ページをお開きください。今回の補正の理由でございますが、平成20年度3月までの診療について月遅れ請求、過誤請求を見込んでおりましたが、実績によりまして各項目減額して補正をいたしております。

以上で議案第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号平成21年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明をいたします。

平成21年度吉崎市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億131万4,000円とする。2項については、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8 ページをお開きください。歳入でございますが、1 款、1 項後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収と普通徴収でございますが、所得等の減により見込みより減額になったことと、年度途中で保険料額が変わったために特別徴収から普通徴収に変更になったために補正をいたしております。

4 款の 1 項一般会計繰入金ですが、低所得者の保険料軽減等が見込まれて増額になったことによりまして補正をいたしております。

6 款の 3 項受託事業収入でございますが、これにつきましては、重複多受診防止事業のために訪問看護師を雇用するようにはいたしておりましたが、今年度雇用ができなかったために、受託事業を受けなかったために減額をいたしております。この受けなかった場合には、市町村が行わない場合は広域連合が雇用し、巡回して指導するようになっております。

10 ページをお開きください。歳入で御説明をいたしましたように、1 款の総務費、総務管理費の中で看護師雇用賃金、健康審査につきましては、訪問指導の関係の減額でございます。

以上で議案第 35 号の説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

建設担当理事（中原 康壽君） 議案第 36 号平成 21 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）について御説明を申し上げます。

1 ページをお開きをいただきたいと思います。平成 21 年度吉岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出それぞれ 9 0 9 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 2 億 7 2 8 万円とする。2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、繰越明許費、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

本日の提出でございます。

2 ページ、3 ページをお開きをいただきたいと思います。歳入歳出予算補正の歳入歳出をそれぞれ記載をいたしております。

続きまして、4 ページをお開きをいただきたいと思います。「第 2 表繰越明許費」、1 款総務費で、水道管布設補償工事 6 2 8 万 1, 0 0 0 円、これは市道八幡・芦辺線ほか、2 路線の水道

管の補償工事でございます。

続きまして、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業、先日の議会で議決をいただきましたが、西崎浄水場のろ過地ほか1地区で1,546万円、合計2,174万1,000円を繰り越すものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入、6款諸収入で、909万7,000円の減額は、工事補償金の減額によるものであります。

続きまして、10ページ、11ページをお願いします。歳出、1款総務費、1項総務管理費で、2目施設管理費で909万7,000円の減額は、水道管布設がえ工事減ということで、市道綿打線ほか12路線の精算見込み額で減をさせていただいております。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第37号平成21年度苓崎市下水道事業特別会計補正予算(第5号)について御説明を申し上げます。

1ページをお開きをいただきたいと思います。平成21年度苓崎市の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出それぞれ850万円を減額し、歳入歳出それぞれ4億2,980万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、地方債の補正、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思いますが、歳入歳出予算補正の歳入の部、歳出の部を記載をいたしております。

続きまして、4ページ、5ページをお開きをいただきたいと思います。第2表繰越明許費、1款下水道事業費で公共下水道事業費470万円の繰り越しは、八畑地区ほか1地区の污水管敷設がえ工事の繰り越しでございます。それから、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業では、亀川の河川の改修工事1件の6,000万円でございます。

2款漁業集落排水整備事業費で6,850万円の繰り越しは、芦辺地区の管路の推進工事でございます。延長が720メートルとなっております。

以上、合計1億3,320万円をお願いするものでございます。

続きまして、5ページ、「第3表地方債の補正」、変更、補正前が4,280万円、補正後が

4,290万円、10万円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います。主なものを申し上げます。歳入、5款繰入金、1項一般会計繰入金で859万円の減額は、歳入歳出調整による減額で、一般会計からの繰入金の減額でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。歳出、2款漁業集落排水整備事業費、1項管理費で、一般管理費390万円の減額は、下水道加入者減による、24名分の減による減額をいたしております。2目施設管理費で280万円の減額は、需用費及び委託料の精算見込みによる減額でございます。2項施設整備費180万円の減額は、22節水道管布設がえ工事で精算見込みによる減額を計上させていただいております。

以上で議案第37号の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

市民生活担当理事（山内 達君） 議案第38号平成21年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成21年度吉崎市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,518万5,000円とする。2項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳入の介護サービス費についてでございますけれども、説明欄をご覧いただきたいと思いますけれども、短期介護サービス費及びデイサービスセンター介護サービス費の利用者の実績を見込んでそれぞれを増減をいたしております。次の利用者負担金収入でございますけれども、上記と同様に利用者実績を見込んで増減をいたしております。

次に、10ページをお開きください。歳出について御説明をいたします。1款、1項、1目の事務費の賃金でございますが、実績を見込みまして71万円の増、次に、事業費でございますが、ふる修繕の執行残の89万1,000円を減額をいたしております。機械器具費でございますが、特殊浴槽2基の入札執行残の42万1,000円でございます。次の欄の事務費の介護人賃金は、ショートステイ分の7万7,000円の賃金不足が見込まれますので計上をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第39号平成21年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

平成21年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ698万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,933万3,000円とする。

本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。2、収入、5款諸収入、3項受託事業収入、1目受託事業収入、環境管理等業務受託収入698万5,000円を減額をいたしております。

歳出でございます。次ページをお願いいたします。一般管理費の事務役務費、廃棄物収集運搬手数料を698万5,000円減額をいたしております。これは経済対策によりまして高所伐採の受託作業を行いました。収集運搬手数料に不用額が生じたので減額をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山病院事業管理監。

〔病院事業管理監（市山 勝彦君） 登壇〕

病院事業管理監（市山 勝彦君） 議案第40号平成21年度吉岐市病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条、平成21年度吉岐市病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度吉岐市病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第1款、第2款の順に説明いたします。吉岐市民病院医業収入が2,196万1,000円の増額、かたばる病院医業収益が33万7,000円の増額、支出は、吉岐市民病院医業費用が768万7,000円の増額、かたばる病院医業費用の増額が33万7,000円を増額補正します。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。第4項と第6項、第4項負担金と第6項長期借入金の増減でございます。これは当初一般会計で借り入れた過疎債1,800万円について、当初予算では負担金としておりましたが、病院事業が一般会計から借り入れることに改め、長期借入金に増額するものでございます。

第4条、予算、第9条に定めた棚卸資産の購入限度額は次のとおり補正する。これは第2条の医業費用の増加分768万7,000円を増額補正するものでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開きください。平成21年度壱岐市病院事業市民病院会計補正予算(第4号)の実施計画書でございます。収益的収入及び支出につきまして、収入の2,196万1,000円は、新型インフルエンザの流行に伴う外来患者収入の増加でございます。支出の、同じくインフルエンザ関係の支出の目、材料費に768万7,000円、診療材料費増ということで計上しております。

なお、給与費のほうは、各施設間における予算額と所要見込み額の過不足を施設間の組み替え補正としております。資本的収入及び支出につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

5ページは、資金計画書でございます。以下、6ページ、7ページに給与費明細書が、8ページ、9ページに21年度の予定貸借対照表が添付してございます。

10ページをお開きください。平成21年度壱岐市病院事業かたばる病院会計補正予算(第4号)の実施計画書でございます。収入の医業収益の33万7,000円は、20年度国庫補助金の確定に伴う増額補正でございます。

支出のほうにまいります。医業外費用の45万円につきましては、消費税の計上不足の部分を増額補正し、予備費のほうで11万3,000円を減額補正して、事業費用の増額補正が33万7,000円となっております。

以下、市民病院と同様、資金計画書、給与費明細書、それから21年度予定貸借対照表が添付してございます。

以上でございます。

〔病院事業管理監(市山 勝彦君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 中原建設担当理事。

〔建設担当理事(中原 康壽君) 登壇〕

建設担当理事(中原 康壽君) 議案第41号平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

第1条、平成21年度壱岐市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度壱岐市水道事業会計、第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収益的収入におきまして、第1款水道事業収益で、補正額68万6,000円の減額は、消費税の還付額の減によるものでございます。3条は、記載のとおりでございます。

続きまして、資本的支出、第1款資本的支出で、補正額9,565万円の減額は、排水設備事業費減額によるものでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開きをいただきたいと思います。壱岐市水道事業会計予算実施計画書、補正(第

2号)について記載をいたしております。収益的収入及び支出の収入の部で減額の68万6,000円を、資本的収入及び支出の部の支出で9,565万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページに21年度の決算予定額の貸借対照表を記載をいたしております。7ページの下段のほうになりますが、(2)の八、当年度未処分利益剰余金で、予定額といたしまして2,364万738円を予定をいたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思っております。収益的収入及び支出、収入の部で68万6,000円の減額は、先ほど申し上げましたが、消費税の還付金の減額によるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思っております。資本的収入及び支出、支出の部で排水設備拡張費9,565万円の減額は、亀川中継ポンプ場築造工事の減額によるものでございます。この件につきましては、当初亀川ポンプ場の改良計画をいたしておりましたが、麦谷浄水場の完成に伴い送水を開始いたしましたところ、渡良及び三島方面に濁水が送水をされまして、この原因究明と対応に苦慮をいたしました。その間、管内の洗浄工法、ポンプ場の機能の再確認等の検討に不慮の日数を要しまして、繰り越しでも計画するようにはいたしましたが、十分な工期もとれないことから、もう一度精査の要件があるということで次年度に繰り越すということで全額減額をさせていただいております。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔建設担当理事(中原 康壽君) 降壇〕

議長(牧永 護君) ここで暫時休憩といたします。再開を14時20分とします。

午後2時07分休憩

午後2時20分再開

議長(牧永 護君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。浦財政課長。

〔財政課長(浦 哲郎君) 登壇〕

財政課長(浦 哲郎君) 議案第42号平成22年度壱岐市一般会計予算について御説明いたします。

平成22年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ227億5,500万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をする

ことができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は50億円と定めるものであります。平成21年度の一時的借入金最高額は30億円でしたが、今年度は廃棄物処理施設整備事業及び繰り越しの地域情報通信基盤整備推進交付金事業での支払いで資金繰りに苦慮することが予測されましたので、借入最高額の増額設定をさせていただいております。歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項に定めるとおりでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。第1表歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額について、「第1表歳入歳出予算」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。なお、歳入で2款地方譲与税、地方道路譲与税及び9款の地方特例交付金、特別交付金は、制度廃止により廃項といたしております。歳入歳出の内容については、後ほど説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。「第2表債務負担行為」で、平成22年度以降に発生する債務負担行為の17件でございます。内容は記載のとおりでございます。なお、給食センター整備工事を平成23年度までの債務負担での事業を行います。

7ページ、「第3表地方債」で、平成22年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は43億4,380万円でございます。

次の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。本年度予算は前年度当初予算額236億4,100万円に対して、対前年度比8億8,600万円の減であります。減の要因としては、堆肥センター及び一支国博物館建設完了に伴う減であります。

歳入歳出の主な増減の比較について御説明いたします。10款地方交付税、国の地方財政対策で地方交付税が対前年度比6.8%増、1兆733億円の増額確保がなされておりますので、9,384万4,000円の増額といたしております。

14款国庫支出金は、子ども手当創設による増でございます。

15款の県支出金は、畜産環境整備事業統合事業堆肥センター建設完了に伴う減でございます。

19款で繰越金2億円を見込んで予算計上いたしております。

21款市債は、一支国博物館及び堆肥センター完成に伴う減でございます。

次に、10ページ、歳出でございます。3款民生費の増は、子ども手当創設によるものであり

ます。

5 款農林水産業費、7 款土木費、9 款教育費の減は、堆肥センター、市営住宅建設、一支国博物館完成に伴う減であります。

1 2、1 3 ページをお開き願います。歳入の主な内容について御説明いたします。1 款市税、1 項市民税は、8 億 4,741 万 4,000 円で、対前年度比較 7,385 万 5,000 円の減で、個人所得の大幅な減少や企業収益の悪化等により減額予算となっております。3 項軽自動車税は、前年度は減免台数を考慮せずに予算計上をいたしておりましたので、本年度は減免台数を考慮して対前年度 300 万 2,000 円の減で予算計上いたしております。

4 項地域たばこ税は、21 年度決算見込みの 95% で計上をいたし、税制改正での税率引き上げ分は本予算には反映をさせておりません。

1 4 ページ、2 款地方譲与税から 1 6 ページ、9 款地方特例交付金までは、21 年度の決算見込み及び国の財政計画等の見込みを考慮して計上をいたしております。

1 6 ページ、地方交付税、1 0 款地方交付税では、普通交付税を対前年度比 1.0% 増の 88 億 7,941 万 1,000 円で、特別交付税は、前年同額の 5 億円を計上いたしております。

1 8 ページ、1 1 款交通安全対策特別交付金については、21 年度決算見込み及び国の地方財政計画の見込みを考慮して計上いたしております。

1 2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 項民生費負担金、老人福祉費負担金で養護老人ホーム関係で、特定施設入居者生活介護事業で、介護事業負担金及び介護事業利用者負担金の増収で、また、保育所入所者の増加による保育所入所負担金の増額を見込んで予算計上いたしております。

次に、20 ページ、1 3 款使用料及び手数料、6 項土木費使用料の減は、公園使用料で勝本交流センターの指定管理に伴う減であります。

2 4 ページ、2 項手数料、3 項農林水産業手数料、家畜診療等手数料の増でございます。1 4 項土木手数料、屋外広告物許可手数料を、県より権限移譲での条例施行により予算計上をいたしております。

2 6 ページ、1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金の増は、子ども手当創設に伴うものであります。

2 8 ページ、1 5 款県支出金、1 項県負担金、1 目市町村権限譲与等交付金は、21 年度の実績で計上いたしております。2 目の民生費県負担金で児童手当関係での減であります。

3 0 ページ、4 目教育費県負担金、島ごとプロジェクト推進事業費は、島ごと大学事業、島ごと博物館、元気館事業及び島ごとプロジェクト情報発信業務事業に対する経費で、経費の 2 分の 1 が負担金であります。県負担金であります。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金、新市町合併特別交付金 2,500 万円を合併地域振興基

金積立金として受け入れるものであります。総務費県補助金の対前年度比較減の原因は、国土調査事業で、芦辺地区現地調査費の事業費減に伴うものでございます。

2目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金、子育て支援対策臨時特別交付金は、きめ細かな子育て支援活動支援並びに、地域子育て支援拠点の従事者の質の向上を図る支援事業で、事業費の全額補助となっております。

3目衛生費県補助金、次のページでございます。上の欄のほうでございます。新型インフルエンザ接種補助金臨時交付金は、平成22年4月までの接種費用720万円に対して、補助率が4分の3の540万円の補助金であります。不法投棄物等撤去事業補助金は、海岸漂着ごみ回収運搬処分費用に係る補助金でございます。4目農林水産業費県補助金、3節水産業費補助金、強い水産業づくり交付金事業補助金のうち、1億8,330万9,000円は、勝本漁協製氷貯氷施設整備事業に対する県補助金で、補助率が10分の6であります。

34ページ、6目教育費県補助金、一支国博物館建設事業費補助金は、県埋蔵文化財センターと一体と整備した一支国博物館建設事業を支援する合併特例債償還等の県補助金であります。

中学校の統合に当たって、公立小中学校適正規模化支援交付金を300万円を計上いたしております。7目商工費県補助金、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金は、長崎県ふるさと雇用再生特別基金を財源に、地域給食を雇用する事業経費に対する県補助金で、地域資源を活用した雇用創出事業のアグリランド分、子ども農山村交流プロジェクト推進コーディネート委託事業、原の辻遺跡文化遺産活用促進事業の3事業の財源に充てております。

また、緊急雇用創出事業臨時特別基金事業補助金で、市内文化財施設再編資料整理業務、観光施設整備事業、耕作放棄地解消サポート事業、不法投棄物回収事業の4事業に財源を充てております。消費者行政活性化補助金は、消費者相談員の設置、相談員のレベルアップ等の地方の取り組みを支援する基金が造成され、本年度から、23年度までの事業で消費者行政の充実の補助金であります。

以上の商工費県補助金、3事業補助金は、10分の10の補助金であります。

36ページ、16款財産収入、2項財産売払い収入、アワビ種苗売払い収入で、全額を沿岸漁業振興基金積立金の財源といたしております。

38ページ、18款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金は廃棄物処理施設整備事業に、減債基金繰入金は繰り上げ償還財源に、栽培漁業振興基金繰入金は、アワビ種苗センター運営費に、沿岸漁業振興基金繰入金は、漁業近代化施設整備事業等の財源に、教育振興基金繰入金は、渡良沼津小学校の備品購入費に、土地開発基金の繰入金は、原の辻遺跡関係土地で基金の取り崩しを行うものであります。

ふるさと応援基金繰入金は、ふるさと応援寄附を積立金に、それぞれ寄附者の趣旨により、子

育て応援コース300万円を乳幼児福祉医療無料化に、特に定めてない分100万円を当該通勤、通学、交通費助成事業の財源に充てております。

40ページ、20款諸収入、4項雑入、2目雑入、下のほうの日本宝くじ協会助成金は、風土記の丘併施設を、壱岐の古墳群周遊拠点施設、展示施設を整備する助成金であります。

コミュニティ助成金は、瀬戸浦恵美須町公民館建てかえ工事ほか3事業に対する助成金であります。

次に、44ページ、21款市債、1項市債、今年度起債総額43億4,380万円で、前年度比較6億1,730万円の減であります。合併特例事業債では、廃棄物処理施設整備事業で16億8,800万円、学校給食センター整備事業で4億4,940万円、合併地域振興基金積立金として4億7,500万円、原の辻遺跡整備事業に9,480万円を財源といたしております。

財源不足に対処するために、臨時財政対策債を、前21年度同額の7億5,400万円を財源としております。

46ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1項議会費、1項議会費でございます。常任・特別委員会の調査経費、議会だよりの発行経費、その他議会運営に係る経費を計上しております。1億5,675万3,000円で、対前年度比較1,217万3,000円の減であります。原因は、議員定数見直しによるものであります。

50ページ、2款総務費、1項総務管理費、市長交際費を前年度400万円を本年度250万円にいたしております。

54ページ、3目財政管理費、25節積立金、合併振興基金積み立てに5億円を財源として、合併特例事業債及び新市町合併支援特別交付金を充てております。

59ページ、6目企画費、19節、下から2番目の当該通勤通学交通助成事業700万円は新規事業で、市民の当該への通勤、通学を支援し、定住人口の減少に歯どめをかけ、Uターンを促進するものであります。毎日通勤者には年間50万円を、週単位通勤者には年間20万円を、それぞれ限度といたしております。週通勤者を30人、毎日通勤を2人を見込んでおります。財源として100万円をふるさと応援基金繰入金を充てさせていただいております。

次に、諏訪市交流促進事業は、姉妹都市諏訪市との交流事業で、壱岐御柱祭イベント補助金を計上いたしております。7月10日開催予定であります。

次に、60ページ、7目情報管理費、1節番組審議会委員報酬は、地域情報通信基盤整備に係る壱岐市ケーブルテレビ放送番組審議会を、有線テレビジョン放送法で放送法の準用での放送番組審議機関の設置を委員7人以上をもって組織することとなっております。その委員報酬でございます。

64ページ、国民体育大会準備費は、教育費に組み替えをいたしております。2項徴税费、

1目税務総務費、次の67ページ、13節委託料、標準宅地鑑定評価委託料は、平成24年度に固定資産評価がえに伴う、鑑定評価委託料でございます。

70ページ、4項選挙費で参議院通常選挙費、次に、72ページに、平成23年4月に行われる長崎県議会議員選挙費、並びに平成23年2月に行われる壱岐市農業委員会委員選挙費をそれぞれ計上いたしております。

74ページ、5項統計調査費、2目期間統計調査費のうち、今年は5年ごとに行われる国勢調査の年で、国勢調査費を計上をいたしております。

81ページ、3款1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、19節、下のほうになります、障害者福祉型訓練施設建設事業補助金は、障害者が在宅で自立し、地域で生活するために必要な夜間の過ごし方などを訓練する施設で、施設を社会福祉法人結の会に対して建設費を助成するものであります。

次に、民児協慰霊祭事務局運営費補助金は、4町民生児童委員事務及び4町慰霊祭事務について、市民福祉課で行っていたのを、社会福祉協議会に事務運営を移管することで、その運営費補助をいたすものでございます。

86ページ、8目老人福祉費に、敬老祝い金在宅福祉事業として、軽度生活援助事業、配食サービス事業並びに石田町祝町の市有地にゲートボール等が行える多目的広場整備事業として、機械類借り上げ料、原材料費の経費等を計上いたしております。

90ページ、6目は、老人福祉施設費は、養護老人ホーム施設運営費を計上いたしております。

96ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節放課後児童クラブ補助金は、子育て支援対策臨時特例交付金を財源として、鯨伏の遊ぼうねの送迎車購入費の助成を行います。財源は全額県交付金であります。

2目児童措置費、子ども手当は平成22年度の暫定措置として、中学校終了までの児童を対象に、1人につき月額1万3,000円を支給する制度であります。10カ月分の対象予定者4,600人の子ども手当、総額5億9,800万円を計上いたしております。

なお、平成22年度においては、児童手当法を現行のまま存続させるとなっており、法案が国会に提出されておりますが、費用負担については、壱岐市負担すべき額について、現行の児童手当の負担割合で市の負担の一般財源について計上し、他は国庫負担で計上いたしております。法案成立後に費用負担の割合等について明らかになった後に財源の組み替え等について、補正予算で対応させていただきます。

98ページをお開き願います。4目保育所費で保育所行政の円滑な運営が行えるように、保育師等の嘱託職員の増員を行っております。

104ページ、3項生活保護費、2目扶助費の増は、医療費扶助費の増嵩によるものであり、

医療費扶助費が対前年度比4,680万円の増となっております。

106ページ、4款衛生費、1項保健衛生費で、がん検診の受診率の向上対策として、個人通知と女性の特有のがん検診事業に取り組むことで、次の108ページ、13節委託料を前年対比765万円を増額いたしております。

1目の保健衛生費総務費が対前年度比減となっております。原因は、111ページの簡易水道事業特別会計繰り出し金の減少に伴うものであります。3目の環境衛生費で、海岸漂着物地域対策推進事業、地域グリーンニューディール基金事業で、重点区域海岸漂着物の改修処分等について、事業費1,634万7,000円を計上いたしております。

112ページ、4目病院費、13節で市民病院改革へ向けて支援業務委託料を計上いたしております。

次に、115ページ、病院事業会計繰り出し金を前年度当初予算4億8,627万8,000円に対して、5,535万6,000円の増の5億4,163万4,000円の繰り出し金を計上いたしております。

増の原因として、かたばる病院に対する赤字補てんに対する国庫補助金制度が終えたためでございます。

122ページ、2項清掃費、5目廃棄物処理施設整備事業費で、焼却施設、リサイクルセンター、最終処分場、汚泥再生処理センター整備事業費を計上し、財源として、国庫補助金並びに合併特例事業債を財源といたしております。

128ページ、15款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、戸別所得補償モデル対策事業費として617万8,000円を計上いたしております。

19節に安全安心食料供給体制整備事業補助金は、長崎食と農支援事業補助金を受けて、アスパラハウスの設置及び集落営農担い手支援事業として、花ハウス、勝本大坂生産組合ほか2件に対する農業用機械等導入の補助金であります。

次の131ページ、強い農業づくり交付金事業は、アスパラ自動選別切りそろえ機及び計量結束機導入の補助金で県補助金2,050万円を財源といたしております。

23節国庫補助金、生産返納金は、農業構造改善事業国庫補助金で、平成10年に取得しました勝本町壱岐風民の郷風力発電施設風車が平成18年8月に台風被害及び平成19年9月2日に落雷被害を受けて、風車機能が停止したままとなっております。この間、修理を行うか否かについて種々検討をしまいましたが、修繕に多額の費用に要することです。風車の目的がシンボリックなもので、発電用途の農園の揚水ポンプの動力源、管理棟及び公園の街灯の電力として使用はいたしておりました。今回の多額の費用で修理しても、今後の維持管理費、費用対効果が見込めないため、補助金を返還することといたし、予算を計上をいたしております。

4目畜産業費では、優良な吉岐産牛による地域一貫経営を確立し、銘柄づくりの推進での肥育元牛導入事業、優良系統牛育成対策事業、優良雌牛銘柄確立推進並びに家畜診療所運営経費、堆肥センター管理経費等を計上いたしております。

また、10月に県南家畜市場で開催される「ながさき牛づくり振興大会」、プレゼン協の応援者旅費助成補助金を計上いたしております。

134ページ、5目農地費につきましては、中山間地域等直接支払い制度事業、農地・水・農村環境保全向上対策事業、ふるさと農道緊急整備事業で、亀松及び雨の神地区の継続事業で行います。ふるさと振興基盤整備事業で、箱崎唐松地区水路整備事業費を計上いたしております。

3項水産業費、2目水産振興費、145ページ、19節強い水産業づくり交付金事業は、勝本漁協製氷貯蔵施設整備事業の補助金で、製氷能力が日量20トン、貯氷能力が日量70トンの施設でございます。

146ページ、4目漁業漁場整備費で、八幡浦漁港整備、山崎漁港整備、芦辺地区増殖場整備及び石田地区藻場造成事業費を計上いたしております。

6款商工費、1項商工費、151ページ、2目商工費の13節地域資源活用事業委託料は、農水産物地場産品直売所運営委託料で、吉岐市農協の旧高橋支所の跡の島一番館に係る分でありませう。

次の152ページ、3目消費者行政推進費については、県消費者行政活性化補助金450万円を受けて、消費相談員の設置、相談窓口の機能強化を図る経費として計上いたしております。

なお、県補助金は、相談員の人件費も補助対象になりますので、人件費分については、商工総務費で計上をいたしております。

4目商工費一支国博物館県埋蔵文化センターの会館、「古代史ぎっしり・吉岐」をキャッチコピーに観光客の誘致、吉岐を満喫していただく観光振興費用として、歴史の島吉岐基盤づくり推進事業で、マスコミ活用情報発信事業、観光協会事業として、一支国ウォーク大会開催等の事業費1,425万円。

155ページ、13節委託料で、マスメディアを活用した吉岐の魅力発信事業として、何でも鑑定団の事業開催の費用を計上しております。

157ページ、最後の項でございます。会議等のコンベンション開催を誘致して、開催補助金を交付し、交流人口の拡大を図る事業として、県補助金を受けて事業費を計上いたしております。

160ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費で、道路改良補助事業で、八幡芦辺線、住吉湯ノ本の2路線事業、橋梁長寿命化事業で、郷ノ浦下ル町線中央橋災害防止工事を、単独事業で、山信線改良事業ほか4路線を、起債事業で14路線の道路改良事業分に係る分でございます。

162ページ、3項河川費で準用河川町谷改修工事及び急傾斜地崩壊対策事業で、石田町白水地区ほか2地区の事業費を計上いたしております。

168ページ、5項都市計画費で、勝本阿呆塚公園整備、街並み環境整備事業費及び170ページ、3目で土地区画整理費で、まちづくり交付金事業で、高校線ほか6事業等の予算を計上いたしております。

174ページ、7項住宅費、2目住宅建設費で、芦辺桜木団地2棟16戸の新築工事及び郷ノ浦庄団地解体工事費等の事業費であります。

8款消防費で市・県消防ポンプ操法大会関係費用として、1,236万8,000円を、消防施設整備事業費として、芦辺地区第4分団格納庫建設費、消防防火水槽新設、勝本、大久保地区ほか4地区分、小型動力ポンプ2台、積載車1台を整備する費用等を計上いたしております。

187ページ、9款教育費、1項教育総務費、奨学資金運用基金積立金は、貸付金の現金のほうが増減しております。今日の経済情勢で多数の奨学金の借り入れ申込者が予測されますので、積立金の増額をいたしております。

3項中学校費、192ページ、規模適正化事業として、準備委員及び学校交流事業として、540万1,000円で、県補助金300万円を財源としております。

203ページ、5項社会教育費、2項青少年育成費、19節長崎県島めぐり交流費補助金は、離島の自然環境に触れ、宿泊及び野外活動を通じて、本土と離島の小中学生の交流事業で、7月23日から26日に壱岐市で400人規模で開催され、地元参加者100人に対しての参加費用の2分の1を助成する助成補助をいたすものであります。

6目文化財保護費、210ページ、原の辻遺跡保存事業整備事業で、環濠復元工事、復元建物内装設備工事、遺跡土地公有化一支国博物館管理費及び宝くじ助成事業での壱岐風土記の丘に併設の民俗工芸文化館を、壱岐古墳群のガイダンス施設及び市民ガイドの待機所の改修費などを計上いたしております。

214ページ、1目保健体育費に国民体育大会準備経費として、準備委員会の経費、自転車コース測量調査等の経費411万5,000円を計上いたしております。

220ページ、7項学校給食費、2目学校給食センター建築、本年度事業費4億7,530万円を計上し、23年度までの債務負担での事業で、23年9月供用開始に向けて進めております。

10款災害復旧費で災害調査費を計上いたしております。

次の222ページ、11款公債費、地方債繰り上げ償還は勝本町かざはや建設事業、平成10年許可、利率3.0%、地域総合整備事業債を繰り上げ償還をいたすものでございます。一時借入金利子については、一時借り入れ最高額を50億円にいたしておりますので、前年対比1,236万円の増額といたしております。

12款諸支出金で、三島航路事業特別会計繰り出し金を、13款予備費は、前年度同額の400万円といたしております。

224ページ、給与費明細書、1、特別職の前年度比較で、その区分での人員の減は、21年度は衆議院議員総選挙、市議会議員選挙、県知事選挙の3選挙が行われ、本年22年度は、参議院議員選挙、農業委員会選挙で、選挙立会人等の減によるものであります。

報酬の減は、嘱託職員の期末手当の支給率の減及び選挙費に係る分でございます。

次に、225ページ、一般職の職員手当の減は、期末手当支給率の減に伴うものでございます。

債務負担行為に関する調書は230ページから239ページの記載のとおりでございます。地方債に関する調書は、最後の240ページに記載のとおりで、平成22年度末の地方債現在高見込み額が301億3,191万円であります。

当初予算の概要は、資料3で、平成22年度壱岐市各会計の当初予算額、一般会計の款別集計表、歳出予算の性質別総括表、予算の主要な事業については財源内訳を記載をいたしております。

次に、基金の状況、地方債の状況に関する調書、最後に原の辻遺跡文化保存用地の土地開発基金分、土地の購入一覧等を記載をいたしております。

以上で、議案第42号平成22年度壱岐市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第43号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億3,615万2,000円、直営診療所施設勘定の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,059万3,000円と定める。2項については、記載のとおりでございます。

一時借入金、2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は2億円と定める。

第3条については、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

8ページをお開きください。歳入の説明でございますが、その前のこの予算の全体的予算につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

平成22年度予算編成に当たり、保険給付費の増加に対しましては、保険税の収入は、長引く経済不況を反映した所得の減少等により伸びていない状況でございます。こういう状況の中で、

国保税の税率につきましては、平成18年度以降据え置いており、平成21年度にも、税率のアップを検討いたしました。基金を取り崩すことにより、税収の不足分の補てんをいたしました。このままでは、基金がなくなる恐れがございますので、要旨にもありましたように、平成22年度につきましては、やむを得ず所得割、均等割についての若干の引き上げを見込まざるを得ない状況になっております。

なお、賦課限度額の引き上げ等も政令の改正に予定されておりますので、国民健康保険法等の一部改正とあわせて後日所得が決定次第、御提案を申し上げたいと思っております。

なお、特定健診、先取り健診、特定保健指導等により一層保険給付の減少の取り組みには力を入れなければならないと思っております。今年度は、基金取り崩しを計上せず、必要額を保険税収入で計上し、税が確定後、調整を図る予定でございます。

それでは、歳入について説明させていただきます。

1款1項でございますが、1目一般保険者健康保険税、8億8,559万3,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税、5,326万7,000円、755万3,000円の増になっておりますが、これにつきましては、21年度対象者が増加したために、実績に応じて増加をいたしております。

10ページをお開きください。4款1項国庫補助金1目療養給付費等負担金につきましては、9億3,565万3,000円を見込んでおります。4款の国庫補助金、1目財政調整基金につきましては5億9,179万4,000円を見込んでおります。

12ページをお開きください。5款の2項県補助金でございますが、財政調整交付金を1億9,780万円を見込んでおります。6款1項療養給付費交付金ですが、退職者医療費交付金といたしまして1億6,650万円を見込んでおります。

7款1項前期高齢者交付金ですが、6億3,099万7,000円を見込んでおります。8款の1項共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございますが、これにつきましては、1件当たり80万円を超える分の計算額の59%が交付されることになっております。2目の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、これにつきましては、原則といたしまして、1件あたり30万円を超える80万円までに対して59%交付されることになっております。

14ページをお開きください。10款1項一般会計繰入金につきましては、2億5,341万1,000円を計上しております。10款2項の基金繰入金ですが、出産費資金貸付基金繰入金につきましては、議案19号で説明いたしましたとおり、条例の廃止により基金を取り崩してこちらに繰り入れております。

先ほど冒頭に説明いたしましたように、財政調整基金につきましては、今回は計上をいたしておりません。繰り入れについては計上いたしておりません。

続きまして、18ページをお願いします。歳出について御説明を申し上げます。1款1項総務管理費ですが、これにつきましては、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。13の委託料の中で、またことしもシステム改修事業がございますが、これにつきましては、毎年度、国の制度改定によりまして、今回は失業者の負担軽減等によるソフトの改修が必要になっておりますので、この予算を計上いたしております。

20ページをお開きください。2款1項療養費、1目一般被保険者療養給付費24億3,600万円で1,200万円の増となっております。

22ページをお開きください。2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費3億1,200万円を計上いたしております。

2款の4項出産育児一時金ですが、これにつきましては、42万円の60人分を計上いたしております。

24ページをお開きください。3款から6款につきましては、すべての被保険者に共通するもので、相互扶助助け合いの制度でございまして、金額はそれぞれ現時点で国が示した算定方法に基づいて計算をして計上されております。1項後期高齢者支援金ですが、4億6,738万5,000円、月額1人当たり4万4,297円が示されております。

それから、6款介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の支給分でございますけれども、概算で1人当たり5万5,000円が示されておりますので、2億1,692万7,000円を計上いたしております。

26ページをお開きください。7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは、30万円から80万円が基本となっております。今年度は、5億7,941万1,000円を計上いたしております。

32ページをお開きください。給与費明細書でございますが、これは、運営協議会に係るものでございまして、内容は記載のとおりでございます。

次に、34ページをお開きください。34ページから45ページですが、これにつきましては、直営診療所の予算を計上しております。

以上で議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第44号平成22年度吉野市老人保健特別会計予算について説明申し上げます。

平成22年度吉野市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140万円と定める。2項については、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

2ページ、3ページをお開きください。予算内容でございますが、老人保健特別会計につつま

しては、平成20年3月までの診療について終わっておるわけですが、月遅れ請求、過誤分請求の申し出があった場合に備えて所要の予算を計上いたしております。21年度も若干あっておりますので、22年度もこれに備えて予算を計上いたしております。

以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第45号平成22年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について説明申し上げます。

平成22年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,266万8,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

8ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、保険料は2年ごとに見直すということになっておりまして、22年度は見直しの年となりましたが、施政方針にありましたように、23年度は据え置きで、所得割7.8%、均等割4万2,400円で計上いたしまして、1億7,784万7,000円を計上いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金合わせまして1億3,227万7,000円を計上いたしております。

10ページをお開きください。6款の3項受託事業収入ですが、広域連合からの健診事業の委託料といたしまして216万9,000円を計上いたしております。

続きまして、12ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、3億262万3,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、保険料分が1億7,784万7,000円、保険基盤安定分が1億1,239万8,000円、共通経費事務費負担分が123万7,800円となっております。

これで、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第46号平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度吉岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億7,818万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,210万6,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3の2項の規定による一時借入金の借入額の総額は2億円と定める。第3条につきましては、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

8ページをお開きください。歳入について御説明申し上げます。1款1項につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分合わせまして3億9,128万5,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の2款1項に対応するもので、4億6,921万2,000円を計上いたしております。

3款の2項国庫補助金1目の調整交付金でございますが、2億4,969万3,000円として、通常は交付率5%のところですが、格差是正、後期高齢者の加入割合等で、本年は9.42%の額を計上いたしております。

4款1項支払い基金交付金でございますが、これにつきましては、支払い基金から交付されるものでございます。本年度の交付率は30%となっております、7億9,520万2,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております、3億9,225万7,000円を計上いたしております。

10ページお願いします。7款1項一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、介護給付費、介護予防費、それから、包括任意分、それと事務費といたしまして、それぞれの一定のルールに基づいて繰り入れをいたしております。3億9,451万4,000円を計上いたしております。

7款2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金といたしましては、介護保険料の改定幅を抑えることと、それから、今後の介護保険財政の安定した運営を考えまして、保険料の財源不足として、3年間で8,570万円を繰り入れる予定といたしまして、今年度3,081万1,000円を計上いたしております。2目の介護保険臨時特例基金繰入金ですが、20年度国が交付された介護従事者等の処遇改善等で積み立てております基金から繰り入れて588万円を計上いたしております。

14ページお願いします。歳出でございますが、下のほうの1款総務費、3項介護認定審査会でございますが、これにつきましては、14ページ、15ページ、16ページ、17ページに記載しておりますが、審査会費2,762万円は、介護認定審査会委員報酬が676万4,000円、事務処理手数料、これにつきましては、主治医意見書でございますが、1,081万5,000円が主な分となっております。

16ページでございます。2款1項介護サービス費として、25億9,245万6,000円を計上いたしております。

次に、18ページをお願いします。2款3項高額介護サービス費でございますが、5,400万円を計上しておりますが、高額医療、高額介護合算制度の給付の増加に伴う増でございます。

3款1項介護予防事業費といたしまして5,757万6,000円を計上いたしておりますが、要介護にならないようするための事業でございます。介護予防健診通所事業、介護予防教室などを行うものでございます。

19ページの13委託料の内容でございますが、介護予防教室、特定高齢者通所事業につきましては、社会福祉協議会へ委託をいたしております。生活機能評価判定につきましては、壱岐医師会へ委託をいたしております。

20ページをお願いします。3款2項包括的支援事業、任意事業でございますが、これは、成年後見制度促進、それから、権利擁護総合相談事業等のことで、3,685万2,000円を計上いたしております。13節の委託料ですが、相談事業につきましては、社会福祉協議会へ委託をいたしております。

次に、36ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。要支援1と2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,635万2,000円を計上いたしております。

2款1項繰入金、一般会計繰入金ですが、これにつきましては減になっておりますが、対象者の増による歳入増が主な原因であります。

38ページをお願いします。歳出の1款1項総務管理費は事務的な経費でございます。2款1項居宅介護支援事業、介護予防のケアプラン作成に係るものでございます。19節負担金補助及び交付金ですが、現在、介護支援専門員の派遣を社協等から来ていただいておりますので、その分の予算を計上いたしております。

以上で議案第46号について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩といたします。再開を15時30分とします。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明続けます。中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

建設担当理事（中原 康壽君） 議案第47号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。平成22年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出それぞれ9億1,120万7,000円と定める。地方債、第2条は記載のとおりでございます。3条、一時借入金につきましては、地方自治法第

235条3の第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。本日の提出でございます。

4ページをお開きをいただきたいと思ひます。第2表、地方債、起債の目的、限度額、利率につきましては、御説明を申し上げます。

簡易水道事業債、限度額7,000万円、起債の方法並びに利率はここに記載のとおりでございます。

それから、5ページをお願いをいたします。歳入歳出予算の事項別明細で書いてありますが、前年度比1億4,876万7,000円の減額になっております。これは、事業費の減に伴うものと、簡易水道の繰り上げ金の完了に伴うものでございます。

それでは、8ページ、9ページをお願いをいたします。歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金で1億4,000万円で、前年度比2,500万円の減額は、事業費の減額によるものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金も事業費減によりまして、一般会計からの繰入金の減でございます。

それから、10ページ、11ページをお願いをいたします。7款市債、1項市債、簡易水道事業債7,000万円、前年度比較5,170万円の減額は、石田簡水の工事費の減額によるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いをいたします。歳出、1款総務費、1目一般管理費で、1億855万円を計上いたしまして、前年度比較1,413万2,000円の減額は、人件費の減額によるものでございます。

続きまして、16、17ページをお願いをいたします。2款施設整備費、1項簡易水道事業費で、前年度比較5,238万7,000円の減額になっておりますが、先ほど申し上げました石田簡水事業費の減でございます。22年度も湯ノ本地区並びに石田地区の簡易水道事業費設備工事は行うようにいたしております。

それから、3款公債費、1項公債費で、元金で、前年度比較3,351万4,000円は、繰り上げ償還の計画が終了したため減額になっております。2目利子につきましても、547万7,000円の前年度比較になりますが、地方債利子償還金の減によるものでございます。

それから、19ページから23ページまで給与明細関係書を記載をいたしております。

最後のページ、24ページですが、地方債の当該年度現在高の見込み額を記載をいたしております。

以上で、議案47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、御説明を申

し上げます。平成22年度吉岐市の下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出それぞれ3億3,739万5,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。第2条、債務負担行為につきましても、記載のとおりでございます。第3条、地方債も記載のとおりでございます。第4条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定める。第5条、歳入歳出予算の流用につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為、平成22年度水洗便所改造資金利子補給金借り入れ総額が2,100万円、期間が平成23年から平成27年度まで、限度額が141万9,000円であります。第3表、地方債、起債の目的、下水道事業債、限度額3,270万円、利率5%で計上をさせていただいております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳入で主な増減のものだけ申し上げます。3款国庫支出金、第1項国庫補助金、土木費補助金で、本年度予算額2,350万円、前年度比較850万円ですが、事業費の増ということで、公共下水道の事業費の増でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目漁業集落環境整備事業費補助金で、本年度4,362万円でございますが、前年度比較3,210万円の減額は、芦辺地区漁業集落環境整備事業費の減額によるものでございます。5款も同様、事業費並びに職員の異動による人件費の減額によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。歳出、1款下水道事業費では、一般管理費は人件費と一般管理費を記載をいたしております。変動は余りございません。

16ページをお願いいたします。2項施設整備費で、本年度7,582万1,000円、前年度比較181万5,000円は、先ほど申し上げました人件費の減並びに人件費は減でございますが、南部処理区の一部を取り込むということで、今回は測量委託が増となっております。

それから、15節の工事請負費につきましては、本年度は事業費が前年度から減額になっております。

続きまして、18、19ページをお願いいたします。2款漁業集落排水整備事業費で、一般管理費施設管理費につきましては、記載のとおりでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。2項施設整備費で、本年度9,274万3,000円、前年度比較4,769万6,000円の減額は、芦辺漁業集落排水整備の事業費の減額が主なものでございます。それから、3項公債費で237万1,000円の増額になっておりますが、これは、地方債元金の償還金の増によるものでございます。

それから、23ページから27ページまでを給与費明細関係等を記載をいたしております。

それから、28、29ページに債務負担行為の支出予定額に関する調書を記載をいたしております。

ます。

それから、一番最後の30ページになりますが、地方債の当該年度現在の見込み額ということで記載をいたしております。

以上で議案第48号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

市民生活担当理事（山内 達君） 議案第49号平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について御説明いたします。

平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億415万3,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。この額は昨年と同額でございます。

歳出予算の流用の規定を設けるためのものございまして、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を利用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費に各項の間の流用ができる規定でございます。本日の提出でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳入の1目介護サービス費の3億6,550万4,000円は、介護保険料などの収入でございます。次の2目の5,942万円は施設入所者の利用負担金でございます。

4款の繰入金でございますけれども、7,470万円、これは、特養建設に伴う基金からの繰り入れでございます。

次に、12ページから18ページでございますけれども、歳出関係でございます。人件費等の経常経費、それから、施設管理運営に必要な業務委託費等を計上いたしております。

次に、20ページをお開きください。3款の施設整備費7,470万円は、施設建設に伴います地質の調査及び設計業務委託費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

総務課長（堤 賢治君） それでは、議案第50号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明をいたします。

平成22年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ1億1,986万2,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

第2条、一時借入金、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。歳入について御説明をいたします。1款使用料及び使用料、1項使用料、1目船舶使用料でございますけれども、本年度は、2,580万円を計上いたしております。これは、利用者が年々減少をしている傾向にございます。それから、2款国庫支出金、3款県支出金につきましては、国、県の補助基準に沿ってそれぞれ計上いたしております。4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国、県の補助残及び補助対象外について計上いたしております。

10ページをお開き願います。歳出について御説明をいたします。1款運行費、1項運行管理費の一般管理費でございますけれども、これにつきましては、経常的な経費でございます。本年度は船員関係では、1節報酬のところ、嘱託船員2人を、2節の給料のところでは、海事職4人を計上いたしております。

次に、12ページをお開き願います。27節公課費70万円でございますが、これは、消費税納付金でございます。簡易課税に基づくものでございます。2目業務管理費でございますが、これも、経常的なものでございますけれども、11節需用費の修繕料1,530万9,000円でございますが、これは中間検査とアイドックに係る修繕料でございます。それから、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これは、ドックに入ったときや検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございます。

それから、2款公債費でございますけれども、これは、平成14年度に建造いたしましたフェリー三島の分、そして、原島の待合室に係る公債費の償還分でございます。

15ページから19ページにかけては、給与費明細等でございます。

20ページをお開き願います。最後のページには、地方債への当該年度末残高の見込み額でございますけれども、5,883万6,000円となっております。

以上で議案第50号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第51号平成22年度吉岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明をいたします。

平成22年度吉岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ1億968万9,000円と定める。本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。2、歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度予算額8,384万9,000円、対前年度比較450万6,000円、これは、増加の要因といたしまして、22年度より実施されます米の戸別所得補償制度及び水田利活用自給力向上事業によるトラクター及びロールラップの使用料の増加を見込んでおります。

3款繰入金、一般会計繰入金739万7,000円、これは、嘱託職員の人件費の2分の1の繰り入れでございます。

次に、12ページをお開き願います。3、歳出、1目一般管理費、本年度予算額1億963万8,000円、対前年度比較145万3,000円の減、前年度は備品購入、トラクターの購入並びに工事請負費といたしまして、倉庫建設を昨年計上をいたしておりました。この分の減額でございます。なお、年間の所要経費をそれぞれ報酬から27公課費まで計上をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山病院事業管理監。

〔病院事業管理監（市山 勝彦君） 登壇〕

病院事業管理監（市山 勝彦君） 議案第52号平成22年度吉岐市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、総則、平成22年度吉岐市病院事業会計の予算は次に定めるところによる。第2条、業務の予定量でございますが、記載のとおりでございます。第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款、吉岐市民病院事業収益でございますが、24億215万3,000円、かたばる病院事業収益が3億8,869万1,000円、支出、吉岐市民病院事業費用が、26億3,140万2,000円、かたばる病院のそれが3億3,869万1,000円、資本的収入及び支出でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。括弧で市民病院において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,975万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。収入、吉岐市民病院資本的収入1億2,568万4,000円、かたばる病院は省略します。支出、吉岐市民病院資本的支出、1億9,543万9,000円、かたばる病院は省略します。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は、吉岐市民病院医療機器整備事業費でございます。限度額1,500万円でご

ざいます。第6条、一時借入金は記載のとおりでございます。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用、これも、記載のとおりでございます。第8条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、これも、記載のとおりでございます。第9条、棚卸資産購入限度額、これも記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

6ページ、7ページをお開きいただきます。6ページから10ページにわたって、平成22年度苓岐市病院事業、苓岐市民病院会計予算実施計画書が添付してございます。まず、収益的収入及び支出について、主な部分のみ説明させていただきます。

苓岐市民病院事業収益、24億215万3,000円で、対前年度7,257万8,000円の増額でございます。医業収益が20億6,532万8,000円で、同じく6,099万5,000円の増でございます。なお、医業収益につきましては、診療報酬の改定が4月1日から行われますが、これについては、詳細がまだ不明でございます。したがって、それは含まずに計上させていただいております。

2番目に医業外収益でございます。3億3,582万3,000円で、1,158万3,000円の増でございます。

次、7ページ、支出でございます。事業費用が26億3,140万2,000円で、8,597万9,000円の増でございます。うち医業費用が25億2,474万5,000円、9,377万5,000円の増でございます。医業外費用が9,665万5,000円で、279万6,000円の減額でございます。

次、9ページで、資本的収入及び支出でございます。苓岐市民病院資本的収入が1億2,568万4,000円で、387万9,000円の増でございます。項の4項負担金でございますが、これは、補正で説明しましたとおり、昨年過疎債を市が借り入れて負担金という形でやっておりましたが、市から長期借り入れする形に整備がえをいたします。したがって、負担金につきましては廃目になります。それで、長期借入金が1,500万円でございます。昨年よりも1,500万円の増になっております。

10ページ、支出でございます。苓岐市民病院資本的支出、1億9,543万9,000円で、昨年より983万4,000円の減でございます。

11ページに苓岐市民病院会計の資金計画書が書いてございます。ご覧のとおりでございます。以下、12から16ページに苓岐市民病院の給与費明細書が、18から19ページに平成22年度の予定貸借対照表が、同じく20から23ページに、平成21年度の予定損益計算書と予定貸借対照表が添付してございます。

24ページをお開きいただきます。平成22年度苓岐市かたばる病院事業会計予算実施計画書でございます。まず、収益的収入及び支出について、主なものを説明させていただきます。

収入でございます。かたばる病院事業収益として3億8,869万1,000円、本年に対し1,978万円の減額でございます。医業収益2億8,074万9,000円、これも市民病院と同様、診療報酬の改定は見込んでございません。2、2項医業外収益が1億793万9,000円で、対前年2,063万円の減額でございます。

支出でございます。2款のかたばる病院事業費用が3億8,869万1,000円で、1,978万円の減額でございます。1項医業費用が3億8,661万3,000円で、対前年1,982万5,000円の減額でございます。医業外費用が、26ページ、医業外費用が76万2,000円で、4万5,000円の増でございます。

28ページに資本的収入及び支出が記載してございますが、記載のとおりでございます。

29ページに平成22年度かたばる病院事業会計資金計画書を添付してございます。以下、市民病院と同様に30から33ページにかけて給与費明細書が、34、35ページに平成22年度の予定貸借対照表が、30から39ページに平成21年度の予定損益計算書と予定貸借対照表が添付してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔病院事業管理監（市山 勝彦君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

建設担当理事（中原 康壽君） 議案第53号平成22年度壱岐市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

第1条、平成22年度壱岐市水道事業会計の予算は次に定めるところによる。業務の予定量、第2条、1、給水戸数2,750戸、2、年間総給水量111万1,381立米。収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益1億6,443万5,000円、前年度比で比較をいたしまして30万1,000円の減額でございます。これは、営業外収益の減によるものでございます。

支出の部、第1款水道事業費用、1億4,888万5,000円は、前年度比較593万6,000円の増でございます。これは、麦谷浄水場の減価償却費が増になっております。

続きまして、資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きをいただきたいと思います。収入の部、第1款、資本的収入427万円は、前年度比較203万5,000円の減額でございます。これは、市道及び県道の水道管の移転補償費の減額によるものでございます。

支出、第1款、資本的支出1億4,139万3,000円は、前年度比較479万7,000円

の増額となっております。配水設備の拡張費事業費の増によるものでございます。予定支出の経費の金額の流用、第5条は記載のとおりでございます。第6条、議会の議決を得なければ流用することができない経費も記載のとおりでございます。第7条、棚卸資産の購入限度額は、391万4,000円と定める。本日の提出でございます。

4ページ、5ページにただいま申し上げました収益的収入及び支出を記載をいたしております。5ページが資本的収入の収入と支出でございます。

6ページをお開きをいただきたいと思います。平成22年度の吉崎市水道事業会計予算の資金計画を記載をいたしております。

それから、7ページから9ページは、給与関係の記載をいたしております。

10ページ、11ページをお願いいたします。平成22年度の吉崎市の水道事業予定の貸借対照表を記載をいたしております。11ページの当該年度末処分利益剰余金は記載のとおり、2,800万4,618円を見込んでおります。

12ページ、13ページに、平成21年度の決算見込みの貸借対照表を記載をいたしております。

14ページをお開きをいただきたいと思います。平成21年度の水道事業の予定の損益計算書を記載をいたしております。当年度純利益を2,120万1,522円を見越しております。

16ページ、17ページをお開きをいただきたいと思います。収益的収入及び支出の部で、収入でございますが、1款水道事業収益で、本年度は1億6,043万5,000円、前年度比較といたしまして30万1,000円の減額となっております。2項の営業外収益で、受け取り利息及び配当金では、前年度比較52万4,000円は受け取り利息の減額となっております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。支出の部、1款水道事業費用で本年度1億4,888万5,000円を計上いたしておりますが、前年度比較593万6,000円の増額となっております。これは、1目原水及び浄水費の6節の動力費の水道施設の電気料が増額となっております。これは、麦谷浄水場の完成に伴いまして、電気の光熱費が向上することによるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。2目配水及び給水費で、本年度2,144万7,000円、比較をいたしまして290万3,000円の減となっております。これは修繕費の関係で、計量取りかえの水量が減ったためでございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。支出の部でございますが、総掛かり費で162万6,000円の増額となっておりますが、人件費の増額によるものでございます。

それから、24ページ、25ページをお願いいたします。4目減価償却費で本年度6,013万7,000円を計上いたしておりますが、年度比較といたしまして562万6,000円の増額は、

先ほど申し上げましたが、麦谷中継ポンプ場の減価償却費の増によるものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の関係で、収入の部を申し上げます。1款資本的収入で、本年度427万円、年度比較といたしまして、総計で203万5,000円の減額は、これは、水道、市道の移転補償費等の減額によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。支出の部でございますが、1款資本的支出で、本年度1億4,139万3,000円を計上いたしております、比較といたしまして474万9,000円の増額となっております。その中で、主要なものを申し上げます。2目配水設備拡張費で、1億599万9,000円、前年度比較で719万9,000円の増となっておりますが、本年度鹿ノ辻配水池の用地測量及び亀川ポンプ施設の委託の増によるものでございます。

それから、3目配水設備改良費で、年度比較といたしまして506万1,000円の減額は、県道の渡良初瀬線のほか1路線の工事の減によるものでございます。それから、2項企業債償還金で246万3,000円の増額となっておりますが、これは、三島簡水分の企業債の償還が増となっております。

以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。

午後4時08分散会